

づけたり、卷十四に、筑波禰乃禰呂爾可須美爲、また可須美爲流布時能夜麻備爾、など見えて、居は雲の居ると云に同じ、○卷十に、卷向之檜原丹立流春霞鬱之思者名積米八方、此は春霞の鬱しき意にいひかけたり、○古今集卷二に、花のちることや詫しき春霞立田の山の鶯の聲、同卷八に、かへる山ありとはきけど春霞立別れなば戀しかるべし、此は、霞の起といひかけたり

はるやまの (しなひさかえて)(おほつかなくも)  
卷十三(長歌)に、八隅知之云々春山之四名比盛而、此は、まづ四名比盛而とは、集中に秋芽のしなひてあらむきみがすがたをと、立しなふ君がすがたをと、又眞木の葉のしなふせの山、ともあるなどを併考るに、しなやかにさかえうるはしきを云るにて、春山の木葉は、若枝のさしてしなへ榮ゆるものなれば、かくつゞけたり、○卷八に、水鳥之鴨乃羽色乃春山乃於保束無毛所念可聞、此は、春山は木葉しけりあひ、霞さへたな引て、奥處しらずおほつかなきものなれば、かくつづけたり

はるはなの (たふとからむと)(うつろひかはり)(いやめづらしき)(にほえさかえて)(さかり)

卷二(長歌)に、天地之云々春花之貴在等、此は、春花のほひは、殊に愛たく好ものなれば、貴とはつゞけたり、貴といふも、愛たく好きことをいふなること、古義に委説り、○卷六(長歌)に、八隅知之云々春花乃遷日易、此は、たゞ花の移ふとつゞけたり、卷十七(長歌)に、春花乃宇都呂布麻泥爾、とあり、卷十に、住吉之里得之鹿齒春花乃益希見君相有香聞、(得は行の誤、)此は、春花の賞愛しとつゞけたり、○卷十九(長歌)に、古爾云々春花乃爾太要盛而、此は、春花の薫盛えて、とつゞけたり、○卷十八(長歌)に、於保奈牟知云々春花能佐可里裳云々、これも盛とか

かれるにて、上に意同じ

はるくさの (いやめづらしき)(しけきあがこひ)

卷三(長歌)に、八隅知之云々春草之益目頼四寸、此は、春草の萌出たるは、みづくしく愛らしきものなれば、かくはつゞけたり、○卷十に、春草之繁吾戀大海方往浪之千重積、此は、かくれたるところなし

はるくさを (うまくひやま)

卷九に、春草馬昨山自趣來奈流雁使者宿過奈利、此は、昨山といふ山に、春草を馬昨といひ下したるなり、布留山を袖ふる山、奈良山を辛衣着奈良の山、など云る類なり、昨山は、神名帳に、山城國綴喜郡昨岡神社とあるそこならむと、冠辭考に云るはさもあるべし

はるとりの (さまよひぬれば)(こゑのさまよひ)(ねのみなきつゝ)

卷二(長歌)に、挂文云々春鳥之佐麻欲比奴禮者、此は、春の鳥の吟ひ遊ぶを、人の吟泣につづけたるなり、卷廿(長歌)に、大王乃云々春鳥乃己惠乃佐麻欲比、上に同じ、○卷九(長歌)に、父母賀云々春鳥能啼耳鳴乍、これも、春の鳥のひたすらに啼轉る意に、つゞけたり

はるかぜの (おとにしでなば)

卷四に、春風之聲爾四出名者有去而不知有今友君之隨意、此は、風の聲といふ意につゞけたり

○ひ部

ひかるかみ (なりはたをとめ)

卷十九(長歌)に、天地之云々光神鳴波多燼燼、光神は、光雷なり、さて此は、死妻を悲傷みて

よめる歌なれば、その妻名を鳴波多娘子といへるか、さらば光神は鳴をいはむためなり、又は波多娘子といふが名ならば、鳴はためくといふ意にいひかけたるなるべし、はためくといふ詞は、竹取物語に、六月のなりはためく、とあり、(冠辭考には、此妻名を機娘と云しにや、刈幡戸辨、棹幡千々比賣など、女に幡もて名づけしこと多し、さて機は音する物なれば、鳴機ともいふ故に、鳴機娘とつゞけたりと云り、)

ひくあみの (なづさひこむと)

卷三(長歌)に、天雲之云々牽留鳥名津匠來與、(牽、舊本には牛と作り、爾富鳥の誤なりといふ説ありて、其は上に云へり、今は一本に牽留鳥とあるに依て、ヒクアミノとよみて、此に載、留鳥をアミと訓は、卷十一に、留鳥浦とあり、)此は引よする網の浪漬傍といひかけたるなり、浪漬傍のこと、上のにほとりの條見合へし、(冠辭考の説は、いたくあやまれり、)

ひさかたの (天)(雨)(つき)(みやこ)

卷一に、浦佐夫流情佐麻禰之久堅之天之四具禮能流相見者、卷二(長歌)に、天地之云々久堅之天、河原爾、同卷に、久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛、同卷(長歌)に、桂文云々久堅能天津御門乎、同卷に、久堅之天所知流君故爾日月毛不知戀渡鴨、同卷(長歌)に、安見知之云々久堅乃天宮爾、卷三に、久堅乃天歸月乎綱爾刺我大王者蓋爾爲有、同卷(長歌)に、八隅知之云々久方天傳來、同卷に、久方之天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳、同卷(長歌)に、乃堅之天原從生來、卷四に、久堅乃天露霜置二家里宅有人毛待戀奴覽、卷五に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯奈保奈保爾伊弊爾可弊利提奈利乎斯麻佐爾、同卷に、和何則能爾宇米能波奈知流比佐可多能阿

米欲里由吉能那何例久流加母、同卷(長歌)に、神代欲里云々久堅能阿麻能見慮喻、卷七に、久方乃天照月者神代爾加出反等六年者經去年、卷十に、久方天印等水無河隔而置之神之恨、卷十一に、久堅之天飛雲爾在而然君相見落日莫死、卷廿(長歌)に、比左加多能安麻能刀比良伎、古事記(景行天皇大御歌)に、比佐迦多能阿米能迦具夜麻、日本紀(仁德天皇卷歌)に、比佐箇多能阿梅箇難麼多、(なほ甚多し、)比佐可多乃、字はくさく書たれど、皆がら借字にて、提勝間之といふことなるべし、比佐久といふは、風俗歌知々良々に、伊止古世乃加止仁天宇止乎比佐介天、とあるは、調度を提てと云ことなり、古言なるべし、さておよそ提ぐ器をさして、比佐某といふは、拘を提籠といひ、(和名抄に、拘和名比佐古、瓢和名奈利比佐古)また提子といふも、(枕冊子に、物まるるほどにや、はしかひなどのとりまげてなりたる、ひさけの柄のたふれふすも耳こそとままれ、)提筒の意なるべくやあらむ、勝間をカタといふは、ツマ切タなれば、約め云へり、勝間は古事記、日本紀、集中などに往々見えて、間堅く編たる籠を云へり、さて天を編目の意にとりなして、(ミメ切メ、)提勝間之編目といふ謂につゞけたるならむ、(大神景井考に、ひさかたは日榮足の意にて、日とは照光る意、さて天は、もたとゞに大空をいふことにはあらで、天神の御坐す御國をいふこと、さてその天神の御國と申すは、やがて今現に見放る天津日にて、そはくすしくあやしく、いとも照り光り榮え足れる謂にて、日榮足之天とはいふならむ、といへり、猶考ふべし、久方、久堅などの字意とする説はいふに足らず、又冠辭考に、匏形の意といひ、また荒木田氏が、日刺方の義なり、と云るも、共にひがことなり、)○卷四に、久堅乃雨毛落糠雨乍見於君副而此日令晚、同卷に、雨障常爲公者久堅乃昨夜雨爾將鸞鴨、(なほあり、)此は、久かたといふを、やがて天のこととし

て、さて雨は天より零りくるものなれば、つゞけたるなり、古今集卷十八には、久方の中に生たる里なれば光をのみぞ頼むべらなる、とさへよめり、○卷八に、久方乃月夜乎清美梅花心開而吾念有公、卷十五に、比佐可多乃月者且利多里伊刀麻奈久安麻能伊射里波等毛之安徹里見由、卷七に、霜雲入爲登爾可將有久堅之夜度月乃不見念者、卷十に、誰苑之梅花毛久堅之清月夜爾幾許散來、卷十二に、久將在君念爾久堅乃清月夜毛闇夜耳見、これも久かたを、やがて天のこととして、月とつゞけたり、古今集卷二には、久方の光のどけき春の日にしづ心なく花の散らむ、ともよめり、○卷十三に、久堅之王都乎置而草枕羈往君乎何時可將待、これも久かたを、やがて天のこととしていへり、さてこゝは、皇都を天に比へて、天之王都といふ意なるを、かく云り、本居氏、古事記に、次生ニ大倭豊秋津島、亦名謂ニ天、御虛空豊秋津根別、とある、此名は、天照大御神の所知看高天原になすらへて、天皇の大坐京師をも、天とする故に、其意もて稱しにやあらむ、大倭も秋津島も、京方を本として云る名なればなり、今の歌にかくよめるも、其意なり、といへり

ひなくもり (うすひ)

卷二十に、比奈久母理宇須比乃佐可乎古延志太爾伊毛賀古比之久和須良延奴可母、比奈は、奈は多と親く通ふ例なれば、純と云に同じ、久母理は、久具母理なるべし、久具母里は、(神代紀に、溟滓而含、牙)許其毛理と通ひて流、水の凍てとこほれるを云べし、宇須比は、集中に、宇須良比とよめるに同じ、されば純溟滓薄氷といふ謂につゞけたるにや有む、(冠辭考に、曇り日の影は薄ければ、薄き日てふ意にいひかけたなり、と云るは、元來日之陰てふ意と心得たるものなりけり、もしその意ならば、直に陰日之と云べきことにこそあれ、日之陰とは、日の影の薄きよしにはあらで、

陰の薄き謂となるをや、○因云、卷十に、比能具禮爾宇須比乃夜麻乎古由流日波勢奈能我素低母佐夜爾布良思都、これを冠辭考に、日の暮に日影のうすきといふつゞけなり、と云るは謾なるべし、これはたゞ碓日の山を、日暮に越る時はと云意なり、枕詞にはあらず、

ひのもの (やまとのくに)

卷三(長歌)に、奈麻余美乃云々日本之山跡國乃、續日本後紀卷十九(興福寺僧長歌)に、日本乃野馬臺能國遠、云々日本乃倭之國波、此は、御國は、天津日の大御神の生ませる、本つ御國なる謂にて、(藤原良經公の、我國は天照神の末なれば日本としもいふにぞありける、とよみ給ひしごとく)日の本國なる倭といふ枕詞かとも聞ゆれど、しかにはあらず、こは日本といふ字につきて、後にいひはじめたる詞ならむ、(本居氏國號考には、はじめにいへる意にとれり、そは古學者の心にとりては、誰もさもあらせまほしく思ふことなれど、古はたゞあるがまゝにて、後世のごと異國に對へて、皇朝のことに尊きよしを、稱へいひしやうの趣は一も見えたることなければ、なほしかにはあらず)さて日本といふは、異國へ示さむために、孝德天皇御代に、新に建給ひし號なりと國號考にいへるが如し、かくてその日本といふは、かの推古天皇の御世に日出處天子との給ひつかはしと、同じ意ばえなれば、その意を得て、後に日本の字に比能毛登といふ訓を設けたるより、それやがて御國の一名となれるから、あきづしま倭と云る類に日本之倭といひつゞけたるなり

ひもかがみ (のとかのやま)

卷十一に、紐鏡能登香山誰故君來座在紐不開寐、冠辭考に、こは鏡の裏なるひもは、臺にかけむ料なれば、常に著おきて、解ことなき故に、莫解そといふべきを、莫と能と、加と紀と音の通

へば、能登香山にひかけたり、古は莫の語をば、語の上さまづいへり、莫來會、暮戀會、莫和備  
などなり、歌意は、紐な解そといふ山の名は、たが故ぞや、思ふ人の來ませる夜なるを、ひもとか  
ずしてねむやはと云り、物に懸む料に、鏡の裏に紐を着ること、類聚雜要抄の鏡のかたを見て思ふ  
べし、萬葉に、神鏡をも懸るとよみ、其外にも鏡を懸ること多きは、みなうらに紐のある故なり、  
と云り、さて此歌にては、枕詞ならぬやうにも聞ゆれど、なほもとより紐鏡の其紐勿解といふ意  
にかゝれる枕詞にてぞ有けむ、さて其枕詞を、やがてもとよりの山名の如くとりなして、よめるな  
り

ひものをの (こゝろにいらて) (いつがりあひて)

卷十二に、何故可不思將有紐緒之心爾入而戀布物乎、契沖、古今集戀一に、よそにして戀れば  
くるしいれ紐のおなじ心にいざ結びてむ、とあるを、顯詔説に、いれ紐は、雄紐雌紐ふたつを取あ  
はせてさすものなれば、おなじ心にむすばむとはよめるなり、今の歌に、心に入てといへるもその  
心なり、と云り、(今云、取あはせてさすとは、装束に雄紐雌紐を取あはせてさし入るなり、)此説の  
如くば、入といふにのみかゝりて、心といふには別に用なきにや、(古今集の同じ心に云々は或説  
に、からぶみに同心結といふことあるによれるなりと云り、これさも有べし、さらば心と云る意、  
今の歌とは異なり、)いさゝかおぼつかなきやうなれど、今ことさらに考得たるすじなし、○卷十八  
(長歌)に、於保奈牟知云々比毛能移都我利安比且、伊都我利は、著副やうの意をいふ言なるべ  
し、紐の緒の人身に着副ふ如く、娘子に着副相てといふなるべし、(契沖、伊は例の發話、つがりは、  
袋の口を鑰のやうにぬふを、つがるといふ、その心なり、相思ふ心の緒をもて、つがりたるやうな

るをいへり、と云り、)卷九に、豊國乃加波流波吾宅紐兒爾伊都我里座者革流波吾家、(頭註、景井云  
は、紐に又ぬき入たる緒を云なるべし、さて伊都我利は、伊は發語、  
都我利は、所續なり、紐に又緒の所續相と云つゞけたるなり、と云ふ)

○ふ部

ふかみるの (ふかめてもへど) (ふかめしあれを) (ふかめしこらを) (みまくほしけど)

卷二(長歌)に、角郵經云々伊久里爾會深海松生流云々深海松乃深目手思騰、卷十三(長歌)に、神風  
之伊勢乃海之、朝奈伎爾來依深海松、云々深海松乃深目師吾乎、同卷(長歌)に、紀伊國之云々朝名  
寸二來依深海松、夕難伎爾來依細法、深海松之深目思子等遠、此は、言の同じきを疊いひて枕詞  
とせるなり、○卷六(長歌)に、御食向淡路乃島一、直向三犬女乃浦能、奥部庭深海松採、云々深  
見流乃見卷欲跡、これも見の言を疊ね云たるなり

ふすまぢを (ひきてのやま)

卷二に、衾道乎引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無、又(同歌或本)衾路引出山妹置山路念  
邇生刀毛無、この枕詞、契沖代匠記によるときは、衾道は地名とすべし、もし枕詞とするときは、  
衾道の道は、幕の乳、某の乳など多く云乳にて、手して取料の物をいふ名なり、(塵添埃囊抄にも、  
物に付るちと云は、耳の字を書なり、わらむぢのちなどには、必耳を用る也、と云り、)さらばその  
乳をとりて引よするよしにて、引といふにかゝれるのみなり、(冠辭考に、戸の引手など云ば、引手  
といふまでにかゝれるよしいへれど、手といふまではあづからず、)

ふせやたき (すゝしきほひ)

卷九(長歌)に、葦屋之云々廬八療須酒師鏡、此は、廬屋療須烟貌といひかけたり、(冠辭考に、ふ

せやたく火の燎と受けたりと云るは、いさゝかたがへり、〔頭註、須酒師はすゝびと云に同じ、俗にすは蘆の誤、八は火の誤にて、あしひたきなるべし、あしひたく〕  
屋のすしてあれどと云る、同意のつゞきなるべし、といへり、

ふぢころも (まとはくしあれば) なるとはすれど)

卷三に、須麻乃海人之鹽燒衣乃藤服間遠之有者未著穢、此は、藤皮して織れる衣は、古今集に、しほやきぬのをさをあらみ間遠にしあれば、とよめる如く、をさ間のあらくて遠ければ、間遠といふにいひつゞけたり、さて藤衣は、集中に、山田守翁が藤衣ともよみ、今世にも山賤などは、常に藤の皮の糸しておりたるを服ことなり、○卷十二に、大王之鹽燒海部乃藤衣穢者雖爲彌希將見毛、此は、藤衣の褻といふ意にいひかけて、男女馴ることにいひつゞけたり

ふぢなみの (おもひまつはり)

卷十三(長歌)に、式島之云々藤浪乃思纏、此は、古今集に、はひまつはれよとよめる如く、藤葛は物に蔓纏り着く物なる故に、纏といひかけたるにて、思纏は、戀しき人に心の纏ひ着をいへり、(或人問、藤浪は、花のうへにのみいふこととこそおぼゆれ、すべて藤をしかいふにやいかに、答、いかにも藤浪は花のうへにいふことなるべし、されどそを、直に藤のことにいはむも妨なかるべし、たとへば、鴈我禰といふも、我禰は之音にて、其が聲を云ことなれど、そをやがて、たゞ鴈のことにいふと同じ)

ふねはつる (つしま)

卷一に、在根良對馬乃渡渡中爾幣取向而早還許年、在根良は、布根竟の寫誤なりと、本居氏云り、さらば舟の行泊る津といふ意につゞけるなり、百船の泊るつしまなどもよめり

ふゆこもり (はる)

卷一(長歌)に、冬木成春去來者、卷二(長歌)に、挂文云々冬木成春去來者、卷七に、冬隱春乃大野乎燒人者熾不足香文吾情熾、卷十に、冬隱春去來之足比木乃山二文野二文鸞鳴裳、(なほ多し) 古今集序歌に、難波津に咲や此花 冬木成今は春夕と咲や此花、成は、盛の省字なりと、高橋正元いへり、又一説には、成、字去聲の時盛の義になるゆゑに、即モリと訓とも云り、とにかくに誤字にはあらざるなり、さて木成また隱と書るは、共に借字にて、生氣萌と云なるべし、フユは恩頼など云、フユにて、物の利生するを云言なるべし、劔名に、本つるぎ末ふゆと云が、古事記歌に見えたるも、フユは、一物を切て數々にふやす謂の名にて、今のフユと同言と見ゆ、氣は音の親く通ふまゝに古と轉し云り、モリは物の初て萌すをいふ言なり、霍公鳥の初音をもらすなどよめるにて、其意をささるべし、さて春に至れば、萬物の生氣を萌すゆゑに、この枕詞はあるなるべし、○卷三(長歌)に、雞之鳴云々冬木成時敷時跡、契沖云、この下には、二句おちたるべし、今こゝろみに二句をおぎなはゞ、春さりくれど白雪の、といふべしと云り、(今按、冬木成は、集中の例、春の枕詞にのみ用ひたれば、實に二句のおちたりしこと決し、さてこの契沖が補へる中、春去來跡はさも有べし、白雪乃時敷時跡は、白雪の時敷零しく時としての意とは聞ゆれども、いさゝかいひたらはぬ詞なり) 猶能考べし、○古今集(貫之歌)に、冬隱り思ひかけぬを木の間より花と見るまで雪ぞふりける、と見えて、その頃より後は、冬の氣の内に隱る意にとりて、多くよめり、此は彼宇都世美てふ言を、蟬蛻のこととおもひてよめると、同日の談にて、古にいへるとは、表裏の違有ことにぞありける、抑彼古今集の比に下りては、世中の諸の事のや、轉變るにつれて、古語の本意を失へる

こと少からずなむ有ける  
ふるころも (まつちのやま) うつてしひと)  
卷六(長歌)に、石上云々古衣又打山從、古衣とは、舊び襲垢たる衣を云、そはとき洗ひ張りて、  
砧して更に擣故に、又打といひつゞけたるにて、その又打のタウはツと切れば、眞土山にいひ  
つゞけたり、卷十二に、椽之衣解洗又打山古人爾者猶不如家利、とあるをも考合べし、○卷十一  
に、古衣打棄人者秋風之立來時爾物念物其、此は打といひかけたるにて、上なるに意同じ、古き衣  
を棄る意にはあらず、思混ふべからず  
ふるゆきの (けなばけぬがに)(けぬとかいはも)(そらにけぬべく)(けながくこひし)  
(しろかみまでに)(行)(いちしろけむな)(しきておもふと)

卷四に、道相而咲之柄爾零雪乃消者消香二戀云吾妹、卷八に、高山之菅葉之弩藝零雪之消跡可曰

毛戀之繁鷄鳩、此は、朝霜の消なばけぬがにとつゞきたるに、意味同じ、○卷十に、零雪虚空可  
消雖戀相依無月經在、此は、かつくふる雪は、零がうち空にも消ぬべきほど、消やすきもの

なれば、はかなく消ることにつゞけたり、○同卷に、海小船泊瀬乃山爾落雲之消長戀師君之音會  
爲流、これも雪の消とつゞきたるにて、うけたる方にては、來經長くといふなり、○卷十七に、布  
流由吉乃之路髮麻泥爾大皇爾都可倍麻都禮婆貴久母安流香、此は、零雪の白きとつゞけたり、古

今集に、春の日のひかりにあたる我なれどかしらの雪となるぞ詫しき、などもよみたり、○卷六に、  
吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不去待而將待、卷十四に、可美都氣努伊可抱乃彌呂爾布路與伎能遊吉  
須宜可提奴伊毛加伊儼乃安多里、(布路與伎能は零雪乃なり) 此は、白雪仕物往とつゞきたるに同

じく、雪と行と言の同じきを、疊ね云たるなり、○卷十一に、梅花其跡毛不所見零雪之市白兼名間  
使遣者、此は、雪のいち白きとつゞきたり、伊知白きといふ詞も、物の白く鮮かにあらはな  
るをいふことなり、○同卷に、和射美能嶺往過而零雪乃獸毛無跡白其兒爾、獸毛無跡は、敷手  
念跡の誤なるべし、(卷十二に、妹目乎見卷欲江之小浪敷而戀乍有跡告乞) さて敷とつゞけたる  
は、零雪の零重る意なり、卷八にも、まきの上にふりおける雪のしくくに、とよめるも同じ意な  
り

○ほ部

ほたるなす (ほのかにきゝて)

卷十三(長歌)に、此月者云々螢成髣髴聞而、此は、螢は見えつ隠れついとほのかなるものなれ  
ばつゞけたり

ほととぎす (とばたのうら) (ほとく) (いもに)

卷十二に、霍公鳥飛幡之浦爾敷浪之屢君乎將見因毛鴨、此は、霍公鳥の飛といふ意に、飛幡に  
いひかけたり、白鳥の飛羽山とつゞけたるに意同じ、○卷十に、春之在者醉輕成野之霍公鳥保等穗  
跡妹爾不相來爾家里、此は、保等の言を、打疊ね云たる枕詞なり

萬葉集枕詞解卷之五

○ま部

まかなもち (ゆけのかはら)

卷七に、真鉤持弓削河原之埋木之不可顯事等不有君、此は、真鉤をもて、弓を削るといふ意にいひかけたり、鉤は、和名抄工匠具に、唐韻云、斲平ノ木器也、和名賀奈、辨色立成、用ニ曲刀、二字、新撰萬葉集用ニ鉤字、今按、鉤字所出未詳、但唐韻有レ鉤、短矛名也、可レ爲ニ工具、之義未レ詳

まかねふく (にふ)

卷十四に、麻可禰布久爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏伊波奈久能未會安我古布良久波、麻可禰布久は、真金吹なり、丹生山にて金を吹し故、かくつゞけたるなり、古今集に、真金吹吉備の中山、金葉集に、真金吹吉備の山人、なども見えたり、丹生は、和名抄に、上野國甘樂郡丹生、とある、そこならむ

まきばしら (ふときころ)

卷二に、真木柱 太心者有之香杼此吾心鎖目金津毛、此は、集中に、大宮のことに、真木柱太高敷而とよめるごとく、よき家の柱は、真木もて、太くしたゝかに製造立れば、太きとつゞけたり、神代紀に、造宮之制者柱者高太、神武天皇紀に、古語稱之曰、於畝傍之檣原也、太立宮柱於底磐之根、などあるを思合べし

まきたつ又まきのたつ (あらやま)

卷一(長歌)に、八隅知之云々真木立荒山道乎、卷三に、皇者神爾之坐者真木之立荒山中爾海成可聞、真木は、檜のことなり、其は檜を稱美たる名にして、すゝきを真草といふと、全同例なり、さて荒山とは、木深き山をいふ、草深き野を、荒野といふと同じころばえなり、真草荆荒野とよめるを考合べし、かくて檜は、大かに其荒山に生たちてあるものなれば、かくつゞけたるなり

まきつむ (いづみのかは)

卷十三に、王命恐、雖見不飽檜山越而、真木積 泉河乃、速瀬竿刺渡、此は、真木の柚木を積て、泉川を下せば、かく云るなり、卷一に、泉乃河爾持越有真木乃都麻手乎、卷十一に、宮材引 泉之追馬喚犬一、などあり

まきさく (ひのつまで)

卷一(長歌)に、八隅知之云々真木佐苦檜乃孀手乎、日本紀(繼體天皇卷歌)に、野繩磨俱爾云々莽紀佐具避能伊陀圖鳴、古事記(雄略天皇條歌)に、麻岐牟久能云々麻紀佐久比能美加度爾、此は、真木は檜を美いふ稱なることは、上にいふが如し、佐苦は幸にて、幸はふと云に同じ、その幸はふとは、言靈の幸はふなど云と同言にて、何にても其物の功用をなすを云言なり、故真木の功用を成さきはふ檜之材、また檜之板戸、檜之御門、などいひつゞけたり、(冠辭考に、佐苦とは、古へは木を斧もて拆て、板とも何ともせれば、しか云て、こゝは真木を拆たる檜てふことなるを、用を冠辭として、體にかけたるなり、と云るは叶ひがたし、もし真木拆の謂ならば、斧とか何ぞ、その真木を割拆器へ云かくべき語例にこそあれ、檜とはつゞくべきにあらず、)

まくさかる (あらぬ)

卷一に、眞草刈荒野者雖有黄葉過去君之形見跡曾來師、此は、眞草はすゝきのことにて、其はもはら荒野に生てあるを、刈て葺草に用ふる故、かくつゞけたり

まくすはふ (かすがのやま) (をぬ)

卷六(長歌)に、眞葛延春日之山者、○卷十一に、眞葛延小野之清茅乎自心毛人引目八面吾莫名國、此等は、葛は山野に蔓ものなれば、かくはつゞけたり

まくらづく (つまや)

卷二(長歌)に、打蟬等云々、枕付嬾屋之内爾、卷五に、伊弊爾由伎且伊可爾可阿我世武摩久良豆久都摩夜佐夫斯久於母保由倍斯母、卷十九(長歌)に、安志比奇能云々、枕附都麻屋之内爾、これは、夫妻は、閨房に枕を並付て寝る故に、かくはいへり

まこもかる (おほぬがはら)

卷十一に、眞薦刈大野川原之水、隠戀來之妹之紐解吾者、此は、かくれたるところなし、○古今集卷十二に、眞蔣刈淀の澤水雨ふれば常よりことに増る吾戀、後撰集卷八に、眞蔣刈堀江にうきてぬる鴨の今夜の霜にいかにか詫らむ

寒水之 (こゝろもけやに)

卷十六(長歌)に、琴酒乎云々、寒水之心毛計夜爾所念、寒水、舊訓には、ヒヤミヅとあれど、マシミヅと訓べし、清水は寒なる義もて書りと見ゆればなり、さて此は、清水の如く、心も潔くおもほゆると云意のつゞけなり、計夜は、雄略天皇紀に、大貴、又源氏物語行幸に、いづら此近江

の君こなたにとめせば、をといとけさやかに聞えて出来たり、枕草子に、うちにかきたる梅の折枝などの、けさやかに見えたることをかしけれ、など見えたり、同言なるべし

ますらをの (たゆひがうら)

卷三(長歌)に、越海之云々、丈夫乃手結我浦爾、此は、丈夫の手に著る手纏といひかけたるにて、手結てふ地に置たるなり、手結は、仁徳天皇紀に、田道が蝦夷と戦て死し所に、時有從者、取二得田道之手纏、與三其妻、乃抱手纏而縊、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日勅、充二壹岐島胃并手纏各二百具、和名抄には、射藝具に、韓和名多末岐、一云小手也、とあり、この韓を、手結ともいひしならむとおぼゆ、又西宮抄五月六日條にも、諸家出馬乘人、著三襦襦袴胄手纏足纏、など見えて、射藝具と見えれば、今の小手の如きものと思はるゝ、さて又古事記に、於二投棄、左御手之手纏、所成神云々、とあると、卷十五に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々、とあるとは、名は同じくて、異物ならむとぞ思ふ、なほ古義に委云り

ますがよし (そがのかはら)

卷十二に、眞菅吉宗我乃河原爾鳴千鳥間無吾背子吾戀者、此は菅と宗我とは、言の通ふが故に、疊云たる枕詞なり、推古天皇紀大御歌に、摩蘇餓豫蘇我能古羅破云々、とあるに同じ、吉は、麻裳吉、大魚吉、玉藻吉、などいふ吉と同じ

まさかがみ

(みる)(みぬめのうら)(みなふちやま)(てるべきつき)(てりづるつき)(てれるつくよ)(きよきつくよ)(ときしこゝろ)(このへさらす)(かけてしぬひつ)(ふたがみやま)(おもかげさらす)



卷三(長歌)八隅知之云々眞十鏡仰而雖見、卷十一に、眞祖鏡雖見言哉玉限石垣淵乃隱而在、同卷に、眞素鏡直二四妹乎不相見者我戀不止年者雖經、卷十二に、白銅鏡手二取持而見常不足君爾所贈而生跡文無、卷十九に、可久婆可里古非之久志安良婆末蘇可我彌美奴比等吉奈久安良麻之母能乎(なほ多し)、これらは、鏡を見ると係れるにて、かくれたる意なし、○卷六に、眞十鏡見宿女乃浦者百船過而可往濱有七國、卷十、眞十鏡見名淵山者今日鴨白露置而黃葉將散、これらも鏡を見るといふ意にいひかけたり、○卷七に、眞十鏡可照月乎白妙乃雲香隱流天流霧鴨、卷十一に、我妹吾矣念者眞鏡照出月影所見來、同卷に、此言乎聞跡乎眞十鏡照月夜裳闇耳見、これらは、鏡面の光意にいひかけたり、○卷八(長歌)に、伊加登伊可等云々銅鏡清月夜爾、卷十一に、眞素鏡清月夜之湯徙去者念者不止戀社益、多十七に、多奈波多之船乘須良之麻蘇鏡吉欲伎月夜爾雲起和多流、これらのつゞけの意も、かくれたる所なし、○卷四(長歌)に、押照云々眞十鏡磨師情乎縱手師、同卷に、眞十鏡磨師心乎縱者後爾雖云驗將在八方、これも明らかし、卷十三に、銀刀磨之心乎、とあると同類なり、○卷十一に、里遠眷浦經眞鏡床重不去夢所見與、此は、鏡は毎朝に取見るものにて、常に寢床のあたりを去す置ものなれば、床邊不去といふにいひかけたり、さて眞鏡は、眞十鏡と書なれたるより、省きてかく書るか、○卷十二に、祝部等之齊三諸乃犬馬鏡懸而偲相人毎、卷十五に、麻蘇可我美可氣且之奴敏等麻都里太須可多美乃母能乎比等爾之賣須奈、此は、鏡は裏に紐つけて、神へ奉るとき、物にかけて奉り、又さらぬ時も、臺などにかくること、古の常なり、又卷十三に、己母理久乃泊瀬之河之、上瀬爾伊帆乎打云々伊帆爾波鏡乎懸、ともよめり、かゝれば懸といはむとて、まそ鏡と云るなり、さて犬馬と書

るは、上に引卷十三に、喚犬追馬鏡、卷十一に、泉之追馬喚犬二と書たる謂は、古馬を追に會といひ、犬を喚に麻といひつるからに、追馬を會とよみ、喚犬を麻とよませたるなり、さてこゝは喚追の字を省て書るなり、○卷十九(長歌)に、桃花云々眞鏡蓋上山爾、此は鏡蓋の蓋といふ意にいひかけたるなり、○卷十二に、里遠戀和備爾家里眞十鏡面影不去夢所見社、これもかくれたる意なし

またまなす (あがもふいも)

卷十三(長歌)に、己母理久乃云々眞珠奈須我念妹毛、古事記(允恭天皇條歌)に、許母理久能云々麻多麻那須阿賀母布伊母、此は、鏡珠の如く、大切に我思ふ妹、と云るなり

またまつく (をちこち)(をちのすがはら)

卷四に、眞玉付彼此兼子言齒五十戸常相而後社悔二破有跡五十戸、卷十一に、眞玉就越乞兼而結鶴言下紐之所解日有米也、○卷七に、眞球付越能昔原吾不却人之却卷惜昔原、此等は、玉つくる緒とつゞきたるなり

またまづら (たえむのこゝろ)

卷十二に、丹波道之大江乃山乃眞玉葛絕牟乃心我不思、眞玉葛は、舊本に、サネカヅラと訓るに就て、既にさねかづら條に載つ、又古事記傳に、此歌を引て、眞玉葛は、マタマヅラと訓べし、と田中道萬呂云り、とあり、故其説に依て、又こゝに出しつ、さてつゞけの意は、いづれにしても同意なり、さねかづら條併見べし

またみるの (またゆきかへり)

卷十三(長歌)に、神風之伊勢乃海之、朝奈伎爾來依深海松、暮奈藝爾來因俣海松、深海松乃深目師吾乎、俣海松乃復去反、此は、言の同じきを疊云たるものなり

まつがねの (とほくひさしき)(いやとほながく)(まつこととほみ)(たゆることなく)

(きみがこころは)

卷三(長歌)に、古昔云々松之根也遠久寸、松根也は、松根の遠く根延ふを云て、遠久寸の枕詞なり、さて松根之といふべきを、也としも云るは、松根之遠久寸也、といふ意なるを、その也を上に轉して云るなり、(本居氏の、也は之の誤にて、マツガネノならむと云るは、よく考ざりし物なり、)さて遠久寸也は、遠く久しき故にやといふ意なり、○卷十三(長歌)に、大船之云々木始已彌遠長、按に、木始已は、もと松根之とありけむを、松字を公の畫を脱し、始は義を得てネと訓べき歟、又招の草書を廻に誤れる歟、已は之の草書をに誤れるにやあらむ、さらばマツガネノと訓て、上の卷三なると同じつゞけなり、集中に、田葛根の彌遠長とよめるにも意味同じ、又大神景井考あり、因に載、其説云、始は防字を草體にて寫し誤れるものにて、木防已はあをつゞらなるべし、さて葛の遠く蔓わたる意につゞきたるならむ、と云り、今按に、木防已は、字鏡に、木防已、佐奈葛、一云神衣比、とあれどいかゞ、青つゞらは、古今集卷十四に、山賤の垣穗に蔭る青つゞら人はくれども言傳もなし、拾遺集卷七に、野を見れば春めきにけり青つゞら籠にや組まし若菜摘べく、と見えて、和名抄に、本草云、防已、一名解離、和名阿乎加豆羅、とあると同物と見ゆ、さて青都豆羅とも、青加豆羅とも云しと見ゆるを、なほ思ふに、若は和名抄の阿乎加豆羅は、阿乎豆羅を、後に寫誤れるものにはあらじか、後ながら多識編にも、防已を、阿於豆々羅と訓たるを思合

すべし、○同卷(長歌)に、荒玉之云々松根松事遠、此は、松と待と言の同じきを、疊いひたる枕詞なり、○卷十九(長歌)に、安之比奇能云々松根能絶事奈久、此は、玉葛絶事無とつゞくるに意はえ同じ、○卷十二に、神左備而巖爾生松根之君、心者忘不得毛、このつゞけの意、未詳ならず、(若は心とかゝりて、松根の凝といふ意につゞきたる歟、又は松根の如く、常に變らず、君が心を忘えぬと云るにて、枕詞には非るか、)

まつかへの (さかえいまさね)

卷十九(長歌)に、霍公鳥云々松柏乃佐賀延伊麻佐禰、松柏ともに、常葉木にて、よく榮ゆるもの

なれば、つゞけの意かくれたるところなし

まつがへり (しひ)

卷九に、松反四臂而有八羽三栗中上不來麻呂等言八子、卷十七に、麻追我弊里之比爾底安禮可母佐夜麻太乃乎治我其日爾母等米安波受家牟、松反は、強の枕詞とは聞えたれど、いかでかくいふといふ所由を、未考得ず、(契沖、松反は、松は色の變ぜざるものなるを、變ずといふやうなるをいふ、しふるは誣の字にて、口とく、あらぬさまに物をいひなす心なり、松を變ずと云は、しるゝ事なるゆゑに、しひてと云むために、松反とは云るなり、と云れど、いかゞなり、又中山嚴水は、今の世の俗、をさなき子共をいさむる言に、人に物をやりて、そを取り歸せば、その反に、脊中の松の木生るといへることあり、思ふに、此ことは、古よりさる物語の有しより、しか云ならへるなるべし、これによりて思ふに、こゝの松反も、さる類のことなるが、こゝはすでに、なきことをも、ありと云なす強言の名となりしなるべし、さて強ると云言をいはむための枕詞となれるなるべし、

といへり、いかゞあらん、猶考べし、)

まつちやま (もとつひと)(まつらむいも)

卷十二に、櫛之衣解洗又打山古人爾者猶不如家利、これはマツチとモトツの音の似通へば、かくつだけたり、○同卷に、乞吾駒早去欲亦打山將待妹乎去而速見牟、此は言の同じきを疊ね云たるなり、さてこは羈旅發思歌の中に出て、即旅行地の名をもて枕詞とせるなり、拾遺集卷九(長歌)に、今はともいはざりしかど、やをとめの立やかすがの、ふるさとかへりやくると、まつち山待ほど過て、鴈がねの雲のよそにも、聞えねば云々

まとりすむ (うなてのもり)

卷七に、眞鳥住卯名手之神社之菅根乎衣爾書付令服兒欲得、卷十二に、不想乎想常云者眞鳥住卯名手乃杜乃神思將御知、此は、蝦鳴神南備川、味乃住渚沙之入江、などやうによめると同例なり、冠辭考に、眞鳥は鷺をいふなるべし、眞鳥大臣といふ名も、其をいふべく、卷九に、鷺住筑波乃山、とよみ、又集中に、筑波根に賀我鳴わし、とも云るをかむかへ見るに、この雲梯の神社は、世に木深くて、鷺の住が故に、よめるにやあらむ、と云り

まなごつち (まなほにしあれば)(まなしときなし)

卷七に、豊國之聞之濱邊之愛子地眞直之有者何如將嘆、此は、マナの言を疊ね云たるなり、○卷十二に、衣袖之眞若之浦之愛子地間無時無吾戀、此は、數の眞砂のすき間なき意につだけたるなるべし、又上の如く、マナの言をうち疊ね云たるにも有べし

まよびぎの (よこやま)

卷十四に、伊母乎許會安比美爾許思可麻欲婢吉能與許夜麻徹呂能思之奈須於母徹流、此は、横山は遠く望るときは、美女の暎の如くなれば、かくつだけたり、仲哀天皇紀に、譬如美女之暎有ニ向津國、とも云り

まをごもの (ふのみちかくて)

卷十四に、麻乎其母能布能未知可久氏安波奈徹波於吉都麻可母能奈氣伎會安我須流、麻乎其母能は眞小薦之なり、さて薦は席なり、和名抄坐臥具に、唐韻云、薦、席也、和名古毛、とありさて布能未知可久氏は、節而已近而なり、布は結節のことなり、武烈天皇紀太子御歌に、於彌能姑能耶賦能之魔柯根、とある賦と同じ、陸奥の十ふの菅薦七ふには君をしなして三ふにわれねむ、といふ歌のふも是なり、さてその薦は、結節の近きものなれば、近きと云むとて、かくは云るなり、さてふのみ近くては、節の近きみにてといふ意なり

○み部

みかもなす (ふたりならびる)

卷三(長歌)に、吾屋前爾云々水鴨成二人雙居、これは鴨は雌雄雙居るものなれば、その如く夫妻ならび居といふ意のつだけなり

みくしけの (ふたがみやま)

卷七に、木道爾社妹山在云三櫛上一上山母妹許會有來、此は、御櫛笥の蓋とつだけたり

みけむかふ (きのへのみや)(あはぢのしま)(あぢふのはら)(みなふちやま)

卷二(長歌)に、飛鳥云々御食向木髓之宮乎、卷六(長歌)に、御食向淡路乃島二、同卷(長歌)に、

安見知之云々御食向味原宮者、卷九に、御食向南淵山之巖者落波太列可消遺有、此は冠辭考に兩説出せる中、(一)には、御食の机に向ふが如く、直ちに前にむかはるゝ地をいふにや、と云るは、うけがたし、(景井云、御食向は、ミケムクと訓て、御食奉と云意なり、又ミケムカフ)その一に御食に供るものゝ名に冠せたるか、さる時は、木髓は酒之髓なり、淡路は、粟とかゝりて飯のよしなり、味原は美味を總て云歟、また味鴨、鱒魚などの贅の意にてもあるべし、南淵は、蜷貝にいひかけしか、或は眞魚の意にやあらむ、と云り、此説によりてなほよく考るに、木髓とかかれるは、葱と云意にかゝれるか、又は葱の壘と云意にもあるべし、和名抄に、四聲字苑云、壘、薑、薑、以醋和之、訓安不、一云阿倍毛乃、と見えたり、味原とかゝれるは、味良と云意か、(フサフはフと切れり、)南淵はミの一言にかゝりて、ミは肉の意なるにや、肉をミと云は、刺肉、作肉など云是なり、又御魚菜と云にてもあるべし、(淡路とつゞくは、冠辭考の説のごとくなるべし、)

みころを (よしぬ)

卷一(長歌)に、八隅知之云々御心乎吉野乃國之、此つゞけの意、(冠辭考に、こは天武天皇の、良

と能見て吉といひしとよませ賜ひし如く、この吉野をよしと見そなはして、御心を慰め給ふてふ意にて、いひかけたるなり、神功皇后紀に、御心廣田國てふは、神の此所にしづまりまして、遠く廣く見そなはしたまはむことをいひ、御心長田國とは、長く久しく、こゝにまさむことを云へり、といへり、それも義は通えたり、もしその義ならば、うけはりたる枕詞には非ず、されどなほ反復して考るに、)天皇の大御心よ善と稱奉れる謂にて、つゞけたるならむか、さらば乎は、余といはむがごとくなるべし、又例の之に通ふ言にて、味酒乎、未通女等乎など云乎にてもあるべし、さて日

本紀に、御心廣田、御心長田などつゞけたるも、大御心の廣く長きを、稱奉る謂なるべきにや

みこもかる (しなぬ)

卷二に、水薦刈信濃乃眞弓吾引者字眞人佐備而不言常將言可聞、同卷に、三薦刈信濃乃眞弓不引爲而弦作留行事乎知跡言莫君二、水薦は、水は借字にて、眞薦と云に同じ、草をも、眞草とも美草とも、集中によめる類なり、卷十一に、眞薦刈大野川原之云々、とあり、さて信濃は、國名の由来は、級ある野と云べけれども、枕詞よりのかゝりは、裏沼とうけたるなるべし、シナは、日本紀に、匿字をシナメとよみたるシナと同言にして、シタと相通へり、さてそのシタは、集中に、隱沼のしたに通ふとも、隱沼のしたの戀るともよみ、又心もしぬに古所念など云シヌも通ひて、隠りかなるをいふ言なれば、裏沼は隱沼と云に全同じ、されば眞薦を刈裏沼といふ意につゞけたるなり、(冠辭考に、薦字を箒に改めて、ミスバカルとよみしは甚謾なり、箒を御箒とも眞箒とも云る例あることなし、)

みさごゐる (いそみ)(ありそ)(すにゐるふね)

卷三に、美沙居石轉爾生名乘漢乃名者告志五余親者知友、卷十二に、三佐吳集荒備爾生流勿謂藻乃吉名者令告父母者知軻、卷十一に、水沙兒居奥鹿備爾緣浪往方毛不知吾戀久波、此は、鴨鳩の集磯とかゝれるなり、鴨鳩は好磯邊に集るものなれば、云るなり、○卷十一に、水沙兒居渚座船之夕鹽乎將從者吾社益、卷十二に、三沙吳居渚爾居舟之擲出去者裏戀監後者會宿友、これも上なる同意なり

みそらゆく (つき)(くも)

卷七に、三空往月讀壯士夕不去目庭雖見因緣毛無、卷四(長歌)に、遠婦云々水空往雲爾毛欲成、卷十四に、美蘇良由久君母爾毛我母奈家布由伎氏伊母爾許等杼比安須可徹里許武、卷廿に、美蘇良由久々母々都可比等波伊倍等伊弊頭刀夜良武多豆伎之良受母、これは、聞えたるまゝにて、か

みつみつし (くめのわくご)

卷三に、見津々々四久米能若子我伊觸家武儀之草根乃干卷惜裳、見津々々四は、見津は、(借字)顯宗天皇紀に、不才、仁德天皇紀に、不佞とあるを、美都那斯と訓たる美都にて、才德勇威あるをいふ詞にて、既にお部大伴乃御津、とあるに就て委く註せり、照見て考べし、四は、清々斯、多頭多頭四、忌々斯、雄々斯などの斯に同じ、さて美都美都斯てふ言もて、久米に冠せたるは、まづ古事記中卷神武天皇條云、自其地幸行、到忍坂、大室之時、生尾土雲八十建、在二其室待伊那流、故爾天神御子之命以饗賜八十建、於是宛八十建、設八十膳夫、每八人佩刀、其膳夫等一曰、聞歌之者一時共斬、故明將打其土雲之歌、曰、意佐加能意富牟盧夜爾、比登佐波爾岐伊理袁理、比登佐波爾伊理袁理登母、美都美都斯久米能古賀、久夫都々伊伊斯都々伊母知、伊麻宇多斯都々伊母知、宇知且斯夜麻牟、美都々々斯久米能古賀、久夫都々伊伊斯都々伊母知、伊麻宇多婆余良斯、如此歌而拔刀一時打殺也、(かく美都々々斯久米能古とつゞけしは猶あり)と見えたるぞ其始にて、さて凡て久米の枕詞の如くにもなれるなるべし、抑久米を美都々々之といふべきは、同記上卷天降條に、天忍日命、天津久米命二人、取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天忍日命、(此者大伴連等之祖)天津

久米命、(此者久米直等之祖也)と見えたるをはじめて、また中卷神武天皇條に、爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云、伊賀所作仕奉、於大殿内者、意禮先入、明白、其將爲仕奉之狀而、即握橫刀之手上、矛由氣矢刺而追入之時乃已所作、押見打而死、之即握出斬散、など猶往々に、此久米命の事見えて、凡てこの久米直等の祖代々、武事も仕奉ひ、其勇威ありしから、かくつゞけ云り、はた右の下文に、伊須氣余理比賣の、大久米命の黥利目を見て、阿米都々知杼理麻斯登々那杼佐祿流斗米、とよめるも、武く畏く、勇威しき眼ざしなりしを思ふべし、さて其大久米命の所部し壯子ども、其に效て、甚武威かりしほどをも推て知べし、(されば久米部の壯子共にも、この枕詞をおくべきものぞ)かゝるを今まで、この詞の意を解得たりし人一人もなし、(説々あれど皆叶はず、まづ契沖が代匠記に云る説は論に足ず、厚顔抄に、日本紀歌につきて、大久米命の目をさけるが、にらまへるやうなれば、大に見る意に見津見津しと云なるべしと云て、二の津は、天津國津などの津に同じと云るも、いかにぞや、さる都の言の用ひざまあることなし、又冠辭考に、都を濁りて、美豆垣などの美豆と同じく、若きをいふ、今も萬の物のわかくうつくしきを、みづくしとは云めり、といへれど、物をほめて云みづは、古事記に、美豆能小佩、また水垣、日本紀に、瑞穂之地、瑞此云彌圖、集中にも水莖、水枝、美豆山など見えて、豆はいづれも濁音なるを、此美都々々斯もさる意ならむには、美豆美豆斯とこそ書べきに、日本紀にも彌都彌都志と書て、皆清音なれば、決して非なるをしるべし、また本居氏古事記傳に、美都美都斯は、滿々しにて、圓々しといはんがごとし、此は目の大きな貌を云るにて、久米の枕詞なり、大久米命を黥利目とありて、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を

負給へる、其久米は久流目の約りたる言なり、今世にも、人の目の圓く大きにて利けなるを、目の久流々々としたると云是なり、故満々し久流目と續けたるなりとあり、久米てふ稱を、久流目の約りたる言とせるは、もしはさる由にもあるべけれども、美都を満なりと云るは、叶ひがたし、もし満々しの意ならむには、美知々々斯とこそいふべきに、美都は活用言の例なれば、美都斯と斯の言をそへ云べきことわりにあらざるをや、

みつぐりの (なか)

卷九に、三粟乃中爾向有曝井之不絶將通彼所爾妻毛我、同卷に、松反四臂而有八羽三粟中上不來麻呂等言八子、古事記(應神天皇、大御歌)に、許能迦迦夜云々美都具理能會能那迦都邇、同記(同卷太子御歌)に、伊邪古杼母云々美都具理能那迦都延能、此は、粟の一房の中に、子三あるを三粟といひ、さてその三あるものは、必中ある故に、中とつゞけたり

みづたまる (いけだ)

卷十六に、佛造眞朱不足者水淳池田乃阿會我鼻上乎穿禮、此は、つゞけの意あきらかなり、古事記(應神天皇、條歌)に、美豆多麻流余佐美能伊氣能云々

みづたで (ほつみ)

卷十三(長歌)に、帛則云々水蓼穗積至、水蓼はミヅタデと四言に唱べし、さてその水蓼は穂を摘とりて、膳具に用るものなれば、穂を摘といふ意に、穂積にいひかけたるなり、さて水蓼は水中に生る蓼を云か、冠辭考には、水は借字にて、稚蓼てふ意ならむ、専ら稚穂をつむ物なればなりと云り、いかにあらむ、なほ品物解に云り、卷十六に、八穂蓼乎穂積乃阿會我、ともよめり

みづつたふ (いそのうらみ)

卷二に、水傳籥乃浦回乃石乍自木丘開道乎又將見鴨、此は、水の傳ひめぐる磯とつゞけたるなり、(因云、石乍自を、古來イハツ、ジとよめるは甚誤なり、こは必イソツ、ジと訓て、磯躑躅なり、なほ其說品物解に委云り、)

みづとりの (かも)(うきね)(あをはのやま)(たちのいそぎ)(たゝむよそひ)

卷八に、水鳥之鴨乃羽色乃春山乃於保束無毛所念可聞、卷十一に、水鳥乃鴨之住池之下種無鬱悒君今日見鶴鴨、卷廿二に、水鳥乃可毛能羽能伊呂能青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布、このつゞけの意は明けし、○卷七に、浪高之奈何梶取水鳥之浮宿也應爲猶哉可榜、此は水鳥は、水上などに浮びながら寐るものなれば、つゞけたり、○卷八に、秋露者移爾有家里水鳥乃青羽乃山能色付見者、此は、かの鴨の羽の色の青馬とよめる意なり、○卷廿二に、美豆等利乃多知能已蘇伎爾父母爾毛能波須價爾且已麻敍久夜志伎、こは、行鳥のあらそふなどゝつゞくる類にて、鳥の立は、われ後れじと急ぎて立行ものなれば、かくつゞけたり、○卷十四に、水都等利乃多々武與會比爾伊母能良爾毛乃伊波受伎爾氏於毛比可禰都毛、こは、鳥の立むとて翼をつくるふを、旅行のよそひするに比へたるか、(今俗にも、人の發出の用意するを、羽づくるひをするといへり、袖中抄に、鳥は啼むとて、羽をも、尾をもつくるひはたらかす物なり、といへり、)又はたゞ立といふのみへかゝれるにもあるべし

みづくきの (みづき)(をか)

卷六に、大夫跡念在吾哉水莖之水城之上爾泣將拭、説下に出す、○卷七に、天霧相日方吹羅之水

莖之崗水門爾波立渡、卷十に、秋風之日異吹者水莖能岡之木葉毛色付爾家里、同卷に、雁鳴之寒鳴、從水莖之岡乃葛葉者色付爾來、卷十二に、水莖之岡乃田葛葉緒吹變面知兒等之不見比鴨、

玉勝間云、水莖の岡とつゞきたる水莖は、みな岡の枕詞にして、地名にはあらず、然るを昔より、枕詞なることをしれる人なくして、或は筑前、或は近江の地名と心得來つるはひがことなり、水くきは、みづくしき莖といふことにて、草木の莖なり、さてくきといへば、即木のことにも草のことにもなれり、木神を久々能智といふにて心得べし、さて岡とつゞくるは稚の意なり、和と乎と通ふ例、わななく、をのなく、わかづる、をこづる、たわやめ、たをやめなど、猶多き中に、神樂の取物歌に、天にますとよ岡姫のとあるをとりて、源氏物語のをとめの卷の歌には、あめにますとよわか姫とよめる、これ正しく岡と若と通ふ例なり、さればみづくしき木の稚しといふ意にて、みづくきの岡とはつゞくるなり、又萬葉六に、水城とつゞけたるは、やがてみづくしき莖のみづ木と重ねたるなり、七に、水莖の崗水門とよめるは、筑前國遠賀郡にて、風土記に、塙水門と見え、たゞ岡といふ地名なり、此歌の外に、筑前に水くきの岡と云こと、古書に見えたることなし、仲哀天皇紀に、洞海といふあるを思ひて、洞を水くきと一かと思ふも、ひがことなり、洞海はをかのみなとよは別所なり、又水莖の岡、近江に有といふも、よしなきことなり、十に、水くきの岡とのみにて、水門といはざる歌あるは、前後みな、大和の地名をよめる歌の中なれば、筑前にはあらで、大和なるべし、高市郡飛鳥の岡を、今も岡といひ、岡寺といふもあれば、此所ならむか、十二にも見えたるは、いづくにもあれ岡にて、地名にはあらざるか、又古今集大歌所の歌水くきぶりに、みづくきの岡の屋がたとよめるは、岡屋縣にて、和名抄に、山城國宇治郡岡屋乎加乃也、とある所

なり、後に岡屋關白と申し、がおはせしも、此地名なり、縣をがたといふは、山縣、片縣などの如し、然るにこれをも水くきの岡と云地名と思ひ、やがたを屋形と心得たるは、みなひがことなり、屋形といふ物は、船などにこそあれ、家を屋形といふこと、古にはなきことなるをや

みづかきの (ひさしきときゆ)

卷四に、未通女等之袖振山乃水垣之久、時從憶寸吾者、(此歌、卷十一にも重出づ) 卷十三に、櫛垣久、時從戀爲者吾帶緩朝夕毎、水垣は、水は美稱にて、神社の御垣をほめて云り、神代紀に、瑞宮とある美豆に同じ、さて此卷四の歌の意は、契沖云、下河邊長流が枕詞燭明抄に、みづかきの久しき世といふことは、舊事本紀云、磯城瑞籬宮御宇、天皇御世、遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、天璽瑞寶同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家、亦爲氏神、云々、しかれば布流の社は、瑞籬の宮の御宇にたてられて、我國にては神社のはじめとす、仍て布流の社は、ふるき事に別してよめり、ふるの社の神垣をもて、皇居の瑞籬の宮に相兼て、みづかきの久しき世とはよめるなりと云り、(已上契沖説) 大かたの意は、まづかくの如し、但し神社のはじめとすと云るも、皇后の瑞籬宮に相兼たりと云るも、共にわろし、たゞ布留神社の美豆垣の世にふりたる如く、久しき世といふなり、さてしからは振山の水垣に限りて云べきに、右の如く卷十三に、櫛垣久時とあるは、いかにぞやおもはるゝに依て、なほ熟考ふるに、彼卷十三なるは、柿本朝臣人麿歌集歌曰とて、長歌短歌ありて、其次下に小治田之云々の長歌、又反歌ありて、或本反歌曰、櫛垣云々、とあれど、小治田之云々の反歌のさまならず、引混て入しものと見ゆれば、これも本は人麿歌集中の歌にて、さて右の卷四の末通女之云々の歌に次て、同時に人麿呂の作れしものならむを、昔より

混亂しならむ、さてしかするときは、右の歌に委ねて、振山をば省て作るものとすべし、(こは甚く強たることなるやうなれども、必しかありけむとおもはるゝなり、)さてそれより、みづかきのは、凡て久時と云むための枕詞となれるなり、(冠辭考に、卷十三なる楮垣云々を、崇神天皇の磯城瑞籬宮のこととして解たれども、しからず、若此宮號につきていはゞ、瑞籬宮のと云では言たらず、水垣とのみにては、宮號にはなりがたかるべし、)と本居氏云り、又同人説に、未通女等云々の歌は、人麻呂歌とはあれど、人麻呂よりは古く聞ゆれば、たゞ水垣の久しきとのみよむは、右の歌に委て省けるなりと云れど、右の歌は、人麻呂のなることは、いかでか疑はむ、)

みとらしの (あづさのゆみ)

卷一(長歌)に、八隅知之云々御執乃梓弓之、これは、天皇の大御手に取らし給ふ弓のよしにて、御執之梓弓とは云るなり、御佩之劍といへると同格なり、凡て弓を御とらし、劍をみはかशीといふは、衣に御著、帯を垂と云類なり

みなせがは又みなしがは (したゆあれやす)(たゆちふことを)

卷四に、戀爾毛會人者死爲水瀨河下從吾瘦月日異、水瀨川の事、玉藤間云、いにしへにみなせ川と云しは、一の川の名にはあらず、いづれにまれ水のなき川と云ことにて、あるは砂の下を水はとほりて、うはべに水なき川をいへり、萬葉四に、云々、十一に、浦觸而物者不念水無瀨川有而毛水者逝云物乎、古今集戀二に、ことに出ていはぬばかりぞみなせ川下に通ひて戀しき物を、戀五に、逢見ねば戀こそまされ水無瀨川なにふかめて思ひそめけむ、又みなせ河有てゆく水なくばこそつひに吾身もたえぬと思はめ、などある、皆其意なり、又萬葉十に、久かたの天のしるしと水無川へ

だて、おきし神代し恨めし、これは天の川を云るにて、まさしく水のなきよしなり、然るに右の歌どもを、皆河名と心得たるはひがことなりといへり、さて右の説の如く、今の歌なるは水無川は砂の下を水の通ふ川を云て、下とつゞけたり、水瀨河と書るは、水無瀨河なるを、無字は無てもミナセとはよまる、故、略て書るなるべし、○卷十一に、言急者中波余騰益水無河絶跡云事乎有超名湯目、これは、水無河は水の絶てなきよしにて、絶とかゝれるなり

みななのわた (かぐるきかみ)

卷五(長歌)に、世間能云々、美奈乃和多迦具漏伎可美爾、卷七に、天在日賣菅原草莫苺嫌彌那綿香鳥、髮飽田志付勿、卷十三(長歌)に、打久津云々、蜷腸香黒髮丹、卷十五に、可母自毛能宇伎爾乎須禮婆美奈能和多可具呂伎可美爾都山會於伎爾家類、卷十六(長歌)に、緑子之云々三名之綿蚊黒爲髮尾、これは、蜷腸と書る如く、蜷といふ貝の腸なるべし、腸は、和名抄に、崔禹錫食經云、河貝子殼上黒小狹長、似人身者也、和名美奈、俗用ニ蜷字ニ非也、連蜷、蟲屈貌也、とあり、さて香黒の香は發語にて、香青、香依合、香安きなどの香と同じければ、たゞ黒きを云り、かくて蜷は其腸いと黒きものなれば、つゞけの意あきらけし、契沖は、和名抄に、本朝式云、年魚氷頭背腸、年魚者鮭魚也、氷頭者比豆也、背腸者美奈和太也、或説云、謂背爲皆訛也、延喜式に信濃國調、鮭楚割、氷頭、背腸、鮭子、越中國鮭氷頭、鮭背腸、鮭子、などあるを引て、みななのわたは、鮭のみなわたの事なるべし、けさのわたは、背のかたに在て黒き物なりときけば、今みなのと、のゝもじはそはりたれど、是にやと思ひ侍り、蜷といふ貝は、それがわたなどいふほどもなき小貝なりといへり、今按に、背腸を美奈和多と云は、もしは身之腸の義にはあらざるか、さらずとも背腸を美奈



乃腸と、乃の言をそへていへりとはおもはれず、又小貝なりとて、あながちに取出べきにあらずとせむも、かたよりたるやうなり、さればなほ蜷の方をよしとせむか、〔頭註、冠辭考、みなのはたは、和多〕とあるものかと或人云り、今越後國より出る年魚背腸の醃を見るに、いと赤きが極りて黒く見ゆる物なれば、是をもいひつべきにや、又蜷腸と書るにつかば、和名抄に、河貝子(美奈)殼上黒小狹長、似人身者也、てふ物にて、腸もいと黒けれ〕

みなわなす (ちろきいのち)

卷五に、水沫奈須微命母梯繩能千尋爾母可等慕久良志都、こは、水の沫の消安き如く、微きといふ意のつゞけなり、續古今集に、思川逢瀬までとや水沫奈須微命も消殘るらむ

みはかしを (つるぎのいけ)

卷十三(長歌)に、御佩乎劍池之、こは、御執之梓弓と云ると同例なり、景行天皇紀に、御

刀媛、御刀此云三強波迦志、とあり、さて乎は之に通ふ例、既く云るが如し、(冠辭考に、乎は與に

通ひて、御佩與劍といふか、又乎は与字の誤かと云るは非なり、)

みもろつく (かせやま)(みわやま)

卷六(長歌)に、三香原云々三諸著鹿背山際爾、契沖云、三諸は神社なり、鹿背山の神のために、

みもろを築るなるべし、と云り、(本居氏説に、或人、三諸は生緒字の誤なるべしと云り、著は繫字

の誤にて、ろみをかくならむ、生緒は借字にて、續字を繫る持とつゞけたるなりと云り、此歌の上

にも、續麻繫云鹿背之山とよめれば、此説も面白けれど、なほ本のまゝなるぞよき、)さて三諸は

(借字)御室にて、神を安置奉る御室のことなり、卷三に、吾屋戸爾御諸乎立而、枕邊齋戸乎居云

云、なほ他卷等にも見えたり、既く卷一なる奠器圓隣之云々の歌につきて、古義に具註せりき、

照見て考べし、さて著は(借字)齋を云なるべし、卷七に、木綿懸而祭三諸乃神佐備而、卷十九に春日野爾伊都久三諸乃、など見えたるを合考て、其意なるをさとるべし、かくて齋をツクといへるは、神功皇后紀に、撞賢木殿之御魂云々、(撞は借字、齋賢木なり)古事記雄略天皇條歌に、美母呂爾都久夜多麻加伎都岐阿麻斯云々、(これも都久は、築には非ず、齋哉玉垣齋餘の意なり、)などある是なり、かくてこの鹿背山に齋奉りけむは、何の神にか考知ねど、思ふに三輪の大物主命なるべし、さるは此大神は、天皇の近き守護神にて、大和にて、ことに崇奉り齋奉れる神におはしませば、久邇に都遷したまへる時も、遷し奉りて、この鹿背山上に御室を仕奉り、齋奉りたまへるならむと思はる、(○荒木田氏説に、三諸は糟交の酒の名、あは酒の實を云、諸はもろもろと濁れるを云なり、ツクは軽く添たる言か、又は造るか、さて鹿背山にかゝれるは食稻の意、ケとカと通音、シネ反セなり、三輪山にかゝれるは實湧の意、酒の實の湧なりと云り、いかゞあらむ、)○卷七に、三諸就三輪山見者隱口乃始瀬之檜原所念鴨、これも、三諸就は(借字にて、)御室齋なり、大神の爲に、御室を齋き造奉れる謂なり、(かゝるを略解に、就は能の誤にて、ミモロノなるべしと云るは、如何ぞや、抑近世古學徒、おのが心得かてなる所をば深く考むものともせず、心だらひに誤字ぞとて、文字を改めむとするは、あたら古書を損ふわざにして、いとものゝあさましく口惜きわざにあらずや、舊本のまゝにて、よまれむ限はよみとくべく、さてもなほ心得かてなる所は、あまなく古本の類を検へわたし、且集中の例、或は古言等に確なる證を探得て、姑文字を改めむはさることなるを、なまゝの淺學の註者等が、己が心まゝに文字を改めむとするは、おほかたならぬ、ものそこなひといふべし、)

みやきひく (いづみのそま)

卷十一に、宮材引泉之追馬喚犬二立民乃息時無戀渡可聞、官材とは、大宮を造る料の材木をいふ、引は山より引おろすことなり、さて追馬喚犬は柚にて、材木を伐とる山を云り、さればこそ宮材を引泉といふ地の柚山と云なり、古今集墨滅歌に、柚人は宮材引らし足檜木の山の山彦命響なりみゆきふる (こし)(よしぬ)(ふゆ)

卷十二に、三雪零越乃大人行過而何日可我里乎將見、卷十七(長歌)に、大王乃云々美雪落越登名爾於弊流、卷十八(長歌)に、於保伎見能云々美由伎布流古之爾久太利來、これは、越國はいと寒くて、古今集歌にも、君をのみ思ひ越路の白山はいつかは雪の消る時ある、とよめるごとく、大かたいつも雪のふれれば、かくつゞけたり、○卷十三に、三雪落吉野之高二居雲之外丹見子爾戀度可聞、これも、吉野の高嶺は、常に雪のふるよしいひなれたれば、かくつゞけたり、即此歌も、長歌に、三吉野之御金高爾、云々不時會雪者落云、とある、その反歌なり、○卷二(長歌)に、挂文云々三雪落冬乃林爾、卷十三(長歌)に、挂纏毛云々三雪零冬朝者、卷十八(長歌)に、可氣麻久母云々美由伎布流冬爾伊多禮波、卷廿二に、三雪布流布由波祢布能未鷲之奈加牟春徹波安須爾之安流良之、これら意味明けし、又卷一に、八隅知之云々三雪落阿騎乃大野爾、卷七に、如是爲而也尙哉將老三雪零大荒木野之小竹爾不有九二、などもよめり

みるのごと (わ、けさがれる)

卷五(長歌)に、風雜云々美留乃其等和风氣佐我禮流、此は、海松の枝は、弊垂りたるものなれば、たとへて云り、海松は品物解に云り

みをつくし (こゝろつくして)

卷十二に、水尾衝石心盡而念鴨此間毛本名夢西所見、尾は、尾の誤なるべし、水尾衝石は、標なり、さて此は、つくしと云言を疊云たる枕詞なり

○む部

むらきもの (こゝろ)

卷一(長歌)に、霞立云々村肝乃心乎痛見、卷四に、村肝之情推而如此計余戀良苦乎不知香安類良武、卷十(長歌)に、天地跡云々村肝心不欲、卷十六(長歌)に、左耳通良布云々村肝乃心碎而、本居氏云、五臟六腑の類を上代には、凡てみな伎毛と云しなり、おのゝ別に名あるは、後に設けたるものなり、後、世に肝をも膽をもキモと云は、古の名ののこれるなり、されば腹の内に臟腑の凝ある意にて、群臟腑の凝といふなり、肝向心と云も同じことなり、と云り、なほきもむかふ條併見べし、(冠辭考に、むらきものは、群がり物てふを、加里反紀なれば、群ぎ物といへるなるべし、さてむらがる物こゝろ、といひかけしならむ、と云るは非ず)

むらとりの (むれたちいなば)(あさだちいなば)(いでたちかてに)

卷九(長歌)に、人跡成云々群鳥之群立行者、古事記(八千矛神御歌)に、奴婆多麻能云々牟良登理能和賀牟禮伊那婆、○卷六(長歌)に、八隅知之云々村鳥乃且立往者、卷十三(長歌)に、三芳野之云群鳥之朝立行者、卷十七(長歌)に、安遠爾與之云々無良等理能安佐太知伊奈婆、卷廿二に、武良等里乃安佐太知伊爾之伎美我宇倍波左夜加爾伎吉都於毛比之其等久、○卷廿(長歌)に、大王乃云々群鳥乃伊湮多知加呂爾、古今集卷十三に、群鳥の立にし吾名今更に事なしふともしるしあらめや、

これらのつゞけの意は、かくれたるところなし  
むらたまの (くるにくぎさし)

卷廿に、牟良他麻乃久留爾久根作之加多米等之以母加去々里波阿用久奈米加母、こは、群玉之轉といふ意にいひかけたるなり、群玉とは、貫き統て群がれる玉を云、久留は轉めく意にて、(神代紀に、輻輳然解其左髻所纏五百箇統之瓊綸、註に、輻輳然此云乎謀苦留々爾、と見え、又輦車を、くるめきといふに同じく、くるくるとめぐるを云、大鏡五に、南殿に出させ給ひてまはさせ給ふに、いとひろき殿のうち、のこらすくるべきあるれば、いみじうけうせさせ給ひて云々、)戸樞にいひかけたるなり、(或説に、ぬば玉を、東語にむら玉と云るにて、鳥玉之黒とかゝれるよし云るは非ず、奴婆を牟良とはいふべからず、)〔頭註、眩暈元享〕(卷六に、指進乃栗栖乃小野之芽花將落時爾之行而手向六、此も、指進は村玉の誤にて、群玉の轉といふ意につゞけたるか、既にさ部に委云り

むらさきの (こかたのうみ) (にほへるいも)

卷十六に、紫乃粉瀟乃海爾潛鳥珠潛出者吾玉爾將爲、こは、紫色の濃きといふ意にかゝれり、紅之淺葉とつゞくと、反對の枕詞なり、○卷一に、紫草能爾保倣類妹乎爾苦久有者人婦故爾吾戀目八方、こは、菌花香君之、とつゞくる類なり、古に爾保布と云は、多くは馥香のことにあらず、何にまれ色のてらくとしたるをいへば、此つゞけはあるなり

○も部

もだもあらず (いほしるをだ)

卷八に、默不有五百代小田乎乱田廬爾居者京師所念、こは、默不有してと云意を、五百に轉してつゞけたるなり

もちつきの (たゝはしけむと) (たれるおもわ) (いやめづらしみ)

卷二(長歌)に、天地之云々望月乃滿波之計武跡、卷十三(長歌)に、挂纏毛云々十五月之多田波思家武登、こは、多々波之は、満足たるを云言にて、十五夜の満足れるより、いひつゞけたり、○卷九(長歌)に、鶏鳴云々望月之滿有面輪二、これも、つゞけの意は隠れたる所なし、満有面輪とは、不足となく、よくとゝのひてうるはしき面を云り、神名に面足命と申すも、同意なり、○卷二(長歌)に、飛鳥云々三五月之益目頰染、これは、十五夜の月は、見に賞愛しければ、かくはつゞけたり

もちどりの (かゝらはしもよ)

卷五(長歌)に、父母乎云々母智騰利乃可々良波志母與、これは、鶺鴒鳥之繫らはしとつゞきたるなり、鶺鴒鳥とは、鶺鴒につきたる鳥をいふ、鶺鴒は、和名抄に、唐韻云、鶺鴒所ニ以黏鳥也、和名毛知、卷十三に、島之崎邪伎、安利立有花橋乎、末枝爾毛知引懸、仲枝爾伊加流我懸、下枝爾此米乎懸云云、神樂歌に、みなと田にくゞひやつをりとろちなや、とあるも、取鶺無哉の意なり  
もののふの (やそうちがは) (やそとものを) (やそうちひと) (やそをとめら) (やそのころ)

(うぢがは) (いはせのもり)

卷一(長歌)に、八隅知之云々、物乃布能八十氏河爾、卷三に、物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母、卷十一に、物部乃八十氏川之急瀬立不得戀毛吾爲鴨、まづ物乃布と云は、

本居氏古事記傳云、母能々布と云は、總て武勇職を以仕奉る建士の稱にして、後世までも、武士をものゝふといへり、又朝廷に仕奉る人等を凡ても、母能能布と云は、上代に、武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしなり、母能々布の事、師の冠辭考に委く説れたる中に、古凡て武き人をもものふと云て、そは世に限りなく多ければ、八十稜威人とは云り、と云れつるは違へり、八十氏とつづけ云るは、かの八十伴緒といへると同じく、武人のみならず、凡て朝廷に仕奉る人をも、皆母能々布と云る、其氏々の多き意にて、八十稜威人の意にはあらず、彼八十と云ずして、たゞものふのうぢと云、又ちはやぶるうぢ、ちはや人うぢなど云るとは、つゞけの意異なり、彼ちはやぶる、ちはや人などは、唯宇治とのみつゞけて八十宇治とはつゞけたる例なきを以て、此差をさとるべし、母能々布之と云ふ枕詞は、只宇治とつゞけるは、彼ちはや人などと同じく、いははやき意八十宇治とつゞけるは、八十伴緒の氏々の多き意にて、同枕詞、同地名ながら、そのつゞけの意異なり、よくせずば混ぬべし、さて又ものゝふの八十乃嬭嬭、ものゝふの八十心などつゞけるも、八十氏とつゞくと同意にて、八十の枕詞なり、さて又冠辭考に、上代には、母能々布てふ稱は見えず、後に云る意なりと云れつるも、いかゞとぞおもふ、二記に此稱は見えざれども、そはついでなくて、たま〜漏たるにこそあらめ、物部てふ稱、既く上代よりあれば、母能々布の稱も有しこと知べし、(已上)八十氏とつゞきたるは、いかにも右の意なるべし、八十稜威の意ならぬことは、なほ次にも云べし、但し、右の説中に、只母能々布之宇治、とつゞけるは、いははやき意といへるは、あたらす、○卷十九に、物部能八十乃嬭嬭等之搥亂寺井之於乃堅香子之花、卷十三(長歌)に、百不足云々物部乃八十乃心呼、これらは上説の如し、卷三に、挂卷毛云々物乃負能八十伴男乎、卷

六に、八隅知之云々物負之八十伴緒乃、卷十七に、物能乃敷能夜蘇等母乃乎能、卷十八に、葦原能云々毛能乃布能八十伴雄乎、(なほあり)同卷に、物能乃布能夜蘇氏人毛與之努河波多由流許等奈久都可倍追通見牟、なども見ゆ、○卷十三(長歌)に、綠青吉云々物部之氏川渡、此は、本に血速舊于遲乃渡とありて、其一本にかくありと記せり、(これを冠辭考に、物部之稜威てふ意にかれる辭なり、と云るは誤なり、稜威は、古事記にも、日本紀にも、伊都と清音字をのみ用て、伊豆と濁れる例なし、かゝれば宇治は稜威の意ならぬをさとるべし、又物のふのいははやきといふ意ならぬ由は、かのちはやぶる宇治、ちはや人宇治など續くるは、強暴る人のいははやき意にて、よく聞えたり、唯建士、又凡は朝廷に仕奉る人のいははやきとは、いふべからねばなり、いははやきは、平穩ならず、烈しき意あることにいふ言なればなり、)今按に、是は八十氏川と多く連けなれたるより、たゞ何となく、宇治川の枕詞の如くにもなれるから、かくもつゞけたるなるべし、(契沖は、八十氏とはいはざれども、面々に氏姓あれば、ものゝふのうぢ川とのみいへり、と云れど、さにはあらず、)○卷八に、物部乃石瀬之杜乃霍公鳥今毛鳴奴山之常影爾、契沖云、ものゝふの屯聚といふこゝろにいひかけたるなり、いはは陣を張る心なり、神武天皇紀云、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、或曰云々、磯城八十梟帥於彼處屯聚居之、(屯聚居此云、怡波瀨萎)云々、故名之曰磐余邑、このいははれといふも、八十梟帥がかたの兵ども、いはみるたるゆゑなれば、いまもいはと云を、いはむといふ心にして、つゞくるなり、○卷廿に、秋野爾波伊麻已曾由可米母能乃布能乎等古乎美奈能波奈爾保比見爾、此は、たゞ物部之數々の男女と云るなり、此歌意古義に委云り

もみちばの (ちりすぎにしと)(すぎにし)(すぎいでにしと)(すぎぬやきみが)(すぎかてぬい)  
(うつりいゆけば)

卷十三(長歌)に、王之云々黄葉之散過去常公之正香乎、卷一に、眞草刈荒野者雖有黄葉過去君之  
形見跡會來師、卷二(長歌)に、天飛也云々黄葉乃過伊去等、卷十三(長歌)に、此月者云々黄葉乃  
過行跡、卷九に、黄葉之過去子等携遊磯麻見者悲裳、卷四に、松之葉爾月者由移去黄葉乃  
過哉君之不相夜多鳥、卷十に、黄葉之過不勝兒乎人妻跡見乍哉將有戀敷物乎、これらは、黄葉の  
落を過ると云より、かくつゞけたるなり、さて過るとは、死るをも云、時の移るをも、思を遣るを  
も云ど、黄葉之と云よりつゞきたる意は、みな同じ、○卷三に、見禮杼不飽伊座之君我黄葉乃移伊  
去者悲喪有香、これも、落を移るといふより、つゞけたるにて、墓坐るをいへるなり

もしきの (おほみやところ)(おほみやひと)

卷一(長歌)に、玉手次云々百磯城之大宮處、卷六(長歌)に、八隅知之云々百師紀能大官所、卷三  
(長歌)に、天降就云々百式乃大宮人之、同卷に、百式紀能大宮人之飽田津爾船乘將爲年之不知久、  
卷六(長歌)に、百石木能大宮人者、同卷に、咲花乃色者不易百石城乃大宮人敍立易去流、卷七に、  
百師木之大宮人之退出而遊今夜之月清左、卷十に、百磯城大宮人之纏有垂柳者雖見不飽鴨、  
卷十八に、布勢能宇良乎由吉底之見弓波毛母之綺能於保美夜比等爾可多利都藝底卒、(なほあり、)古  
事記(雄略天皇大御歌)に、毛々志紀能淤富美夜比登波、まづ百とは、古事記應神天皇大御歌に、毛  
毛知陀流夜邇波母美由、また雄略天皇條歌に、毛々陀流都紀賀延波、と見え、其餘古言に、百船、  
百鳥、百木、百草など多くいふ類の百なり、磯城は、まづ日本紀神武天皇卷に、磯城邑と見えて、

集中に、百磯城と書る、その字意なり、崇神天皇卷に、以天照大神託ニ豊鋤入姫命、祭ニ於倭笠  
縫邑、仍立ニ磯堅城神籬、云々、と見えたるをも思合すべし、されば百と多くの磯石もて、堅く造  
れる城の大宮、といふことなり、さて古事記應神天皇條に、百師木伊呂辨と云人名の見えたるも、  
百師木は、百磯城の由もて負る名なるべし、(しかるを冠辭考に、五百津磐城といふべきを、百磯城  
と約めいひて、冠辭とせしものなるべし、といへるは、強解なり、さるは右に引る如く、古言に百  
某といへることの多くあれば、五百津を約めたる言と云べからず、且、磯城てふ言も、右の如く見え  
て、磐城の約めならぬことはいちじるきをや)

ももふねの (はつるつしま)

卷十五に、毛母布禰乃波都流對馬能安佐治山志具禮能安米爾毛美多比爾家里、此は、百船の泊る  
津といひかけたるなり、卷六に、百船之泊停跡、八島國百船純乃、定而師三犬女乃浦者、とよめ  
り、○倭姫世記(大若子命詞)に、百船度會國云々止白天、また(大幡主命詞)百船度會縣、此は、  
百船の渡るとつゞけたり

ももづたふ (やそのしまみ)(みぬ)

卷七に、百傳八十之鳥廻乎撈船爾乘西情忘不得裳、卷九に、百傳之八十之鳥廻乎撈雖來粟小島  
者雖見不足可聞、古事記(應神天皇大御歌)に、許能迦邇夜伊豆久能迦爾毛々豆多布都奴賀能迦邇、  
同記(顯宗天皇大御歌)に、阿佐遲波良袁陀爾袁須疑豆毛々豆多布奴由良久母淤岐米久良斯母、  
古事記傳(應神天皇大御歌の註)云、毛々豆多布は、百傳にて、百と多くの處々を、經傳行よしな  
り、と冠辭考に見ゆ、下卷、近飛鳥宮段大御歌の毛々豆多布も、同意と冠辭考に見ゆ、神功皇后紀

に、百傳度逢縣、これも遠く道を経傳ひ渡り行意、と同書に見ゆ、〔頭註、倭姫世記(倭姫命の詞)に、  
十鈴〕萬葉に、百傳八十之島廻乎、此も遠く傳ひゆく由にて、同意なり、然るを冠辭考に、是をば、  
百に數へ傳ふる八十と云意なりとあるは、例に違ひて非なり、又萬葉三に、百傳磐余池とある百傳  
は、角障を寫誤れるものなり、凡て磐余の枕詞は、何れも皆角障經とありて、百傳と云るは、一も  
あることなきを以て、誤なることを知べし、これをも冠辭考に、百に數へ傳ふ五十の意とせられた  
るは、又非なり、○卷十三(長歌)に、百岐年三野國之、これも百岐年は、もと百傳布とありけむ  
を、傳布を岐年に誤れるなるべし、さてこれも、百と多くの處々を経傳行御野と云意なり、(冠辭考  
に、百岐年は百詩年の誤として、モ、シネとよみ、百小竹の意なり、と云るは誤なり、小竹をシネと  
いへること、集中をはじめ、他の古書にも見えたることなきをや、)

ももたらす (いかだ)(いつき)(八十)

卷一(長歌)に、八隅知之云々百不足五十日太爾作、卷十三(長歌)に、霹靂之云々百不足五十楸枝  
丹(五、舊本三に誤、)此等は、百に足ぬ五十とつゞきたるなり、五十日太は粹なり、さて不足を  
タラヌといはずて、タラズと云るは、歌ひ絶る枕詞の一格なり、○卷三に、百不足八十隅坂爾手向  
爲者過去人爾蓋相牟鴨、卷十六(長歌)に、左耳通良布云々百不足八十乃爾、古事記(大穴牟遲神  
の御詞)に、僕者於百不足八十埵手隱而侍、日本紀(仁德天皇皇后御歌)に、菟藝泥赴云々毛々  
多羅孺椰素摩能紀破、これらも、百に足ぬ八十とつゞきたるにて、右の五十とつゞきたるに同じ、  
○卷十三(長歌)に、百不足山田道乎、古事記傳に、此歌を引て云、吾徒齋田清繩が考に、百不足

は足日本なるを、日を百に誤れるを、百不足を誤れる物と心得て、遂に足字を下に移したるなり、  
と云るぞ宜きといへり、(冠辭考に、百不足山田とつゞくは、八十の十を略き、八と云かけしなるべ  
し、五十と書て伊とのみ唱るをむかへ見れば、八十をやといふべし、と云るは、いと謾なり、五十  
はもとより伊とのみ云ば、略言に非ず、八十の十の言を略きては、八十の意に通えぬことなるを  
や、)又按に、百不足は百木足にて、百木垂の意か、木垂と云こと集中によめり、又百木成の誤にも  
あるべし、卷六に百樹成山、とよめり

ももよぐさ (もよいでませ)

卷二十に、父母我等能々志利弊乃母々余具佐母々與伊豆麻勢和我伎他流麻豆、此は、母々余とい  
ふ言を、疊ね云たる枕詞なり、母々余具佐は草名、品物解に云、

ももしぬの (みぬのおほきみ)

卷十三(長歌)に、百小竹之三野王、此は、百と多くの小竹の生る、眞野、とかゝれるなるべし、  
小竹は必野に多く生るものなればなり、白浪之濱と云て、白浪のよする濱てふ意に聞え、白菅乃眞  
野、といひて、白菅の生る直野てふ意に聞ると同類なり、(冠辭考に、こは百と多くの、しなへたる  
草の糞とつゞきたり、小竹は訓を借たるのみと云るは、いかにぞや、たゞに草を志奴といへるは、例  
なきことなるをや、)

○や部

やきたちの又やきたちを (とごゝろ)(となみのせき)(へつかふ)

卷二十に、安佐欲比爾禰能未之奈氣婆夜伎多知能刀其已呂毛安禮波於母比加禰都毛、此は、燒刀

之利と云かけたるなり、焼刀は、刀の類は鐵を焼きたへるものなればいふなり、大祓詞に、焼鎌乃  
敏鎌とあるに意同じ、○卷十八に、夜岐多知乎刀奈美能勢伎爾安須欲里波毛利徹夜里蘇倍伎美乎等登  
米牟、これも乎は、例の之に通ふ言にて、焼刀之敏とか、れること、上に同じ、冠辭考に、焼太  
刀を磨とつゞけしなるべし、と云るはわるし、○卷四に、絶常云者和備染責跡焼太刀乃隔付經事者  
幸也吾君、此は、太刀は、武士の身を放たず帶るものなれば、太刀の人身の邊に著と云意に、云  
かけたるなり、隔付經は、邊附といふに同じ、附をツカフと云は、チルをチラフなど云例に同じ、  
さて隔付經とは、歌意にては、へつらふと云なり、抑へつらふを、へつかふと云は、にづらふを、に  
づかふともいへると同例なり、さて一首意は、實には、君は我をば見すて、思ひたえたまふらめど、  
打つけに絶ぬとのたまはゞ、我がわびしむせむとて、戀つゝをらむなど語ひて、うはべにのたまふは、  
苛きわざぞ、と云るが面白きなり、此歌の上、湯原王のかけ歌に、波之家也思不遠里乎雲居爾也  
戀管將居月毛不經國、とありて、それに和たる歌なれば、照見て其意をささるべし、古來此歌意を  
解得たる人なし、これを冠辭考に、太刀は鞘を隔て、身につけてはく物なるを、思ふ人の住里の近  
けれど、隔てあはぬに譬たり、と云るは、一首意をさへに、聞得ざりしものなめり、

やくしほの (からきこひ)  
卷十五に、之賀能安麻能一日毛於知受也久之保能可良伎孤悲乎母安禮波須流香母、卷十七に、須麻  
比等乃海邊都爾佐良受夜久之保能可良吉戀乎母安禮波須流香物、これは、かくれたる意なし  
やくもさす (いづも)  
卷三に、八雲刺出雲子等黑髮者吉野川奥名豆颯、八雲刺は、八雲立といふに同じ、抑この詞は、

まづ古事記須佐之男命御歌に、夜久毛多都伊豆毛夜弊賀岐都麻基微爾夜弊賀岐都久流會能夜弊賀岐  
衰、とありて、古事記傳に夜久毛多都は彌雲起にて、彼雲の立騰るを打見賜へる隨に、詔へる御詞  
なり、伊豆毛は出雲にて、傳久を約て豆となれるなり、云々、又師説に、出雲は本より國名、夜久  
毛多都は其冠辭なり、その故は、八雲多知出と直につゞけずして、多都と唱擧て、さて次の言をい  
ふ例の冠辭の様なればなり、と云れしも、一わたりはさることなれど、然には非じ、多知伊豆とつ  
づけずして、多都と先言切たるは、其時見たまへるまゝに、八雲の立よと先言出給へるなり、と云  
り、(已上) 誠にさることなるべし、かゝれば、右の須佐之男命の御歌なるは、枕詞ならぬを、同記  
倭建命御歌に、夜都米佐須伊豆毛多詔流賀波詔流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮、とあるは、  
八雲刺にて、やくもを、やつくもと云、そのやつくもをめと通はし、都久は都と約り、立を刺との  
たへるなれば、(續日本紀卷十一に出たる歌曲の名に、八雲刺曲と云も見えたり、八雲立と同じこと  
なるに、日本紀には即此御歌を、やくもたつとあれば論なし、) 出雲建と云に冠らせられたれば、其時は、  
はやさきの須佐之男命の御歌によりもとづきて、枕詞となしたまへる趣なれば、此集にては枕詞な  
ることはさらなり、(堀河院百首に、さりともおもひしかども八雲立手間の關にも秋はとまらず、と  
あるは、又うつりて、八雲立をやがて出雲國のこととせるにて、久方を天のこととすると同じ例な  
り、)

やさかどり (いきづくいもを)  
卷十四に、於吉爾須毛乎加母乃母已呂也左可杼利伊伎豆久伊毛乎於伎氏伎努可母、也左可杼利は  
八尺鳥なり、八尺許の長き息を衝鳥といふなり、さてこれは上の小鴨をいふにもあらず、唯息衝を

いはむ枕詞のみなり、小鴨の如くに息衝といふ歌意なればなり  
やすみしし (わがおほきみ)、わごおほきみ)

卷一(長歌)に、八隅知之我大王乃同卷(長歌)に、安見知之吾大王、同卷(長歌)に、八隅知之和我大王、卷十九(長歌)に、安之比奇能云々、安美知之吾大王乃、(なほ甚多し)古事記(景行天皇條歌)に、多迦比迦流比能美古夜須美斯志和賀意富岐美、日本紀(仁德天皇卷歌)に、夜輸瀾始之和我於朋根瀾波、續日本紀卷七に、天須美斯志和已於保支美波多比良氣久那何久伊末之氏等與美岐麻都流、此は、集中に、八隅知之とも、安見知之ともあるが中に、八隅と書るは借字にて、安み知すてふ義なり、さて安美の美は、麻美牟米の活用言にて、難美、權美、悲美などいふ美と同じ、さて安見と云るは、神代紀天孫降臨章に、時皇孫因立宮殿是焉遊息、とありて、遊息をヤスミマスと訓、又欽明天皇紀に、安ニ玄室、とあるをクラキヤニヤスミマスとよみ、西行が撰集抄に、清冷、紫宸殿の間にやすみし給ひて云々、又いづくにやすみする人にかと尋ね給ふに云々、などあり、又續日本紀卷卅四詔に、其人等乃和美安美應爲久相言部、(續日本後紀卷五にも、同じこと見ゆ)とあるも本同言にて、即今世にも、やすんずると云、漢籍にても、安字を常にしか訓來れるなど、やがて安みするといふことの、音便にくづれたるものなり、(今世にも、やすみ、やすむとはいへども、そは休息する意にのみ云て、安んずると云とは異なることなれるは、轉れるものなり)さて知之を志之と云は、足しをタシ、減しをヘシなど云類なり、もし其意ならざらむには、爲之などこそ書べきに、必知之とのみ書るは、さる意にぞありける、さてしからは安美知須といふべきに、之としも云るは、歌ふ語の一格にて、かの青丹余之奈良、鯨魚等理海、とつゞくると同例なり、(然るを冠辭考に、安ら

けく見そなはししろしめし給ふ、てふ語をつゞめて、安見爲といひて冠らしめたるにや、云々、且知之とは、立せ給ふをたしし、御座ますをおはししなど云類にて、天皇の御事につけて、あがめ申語なりと云るは、いかにぞや、まづ語をつゞむるといふことも通えがたく、そのうへ立し、御座し、など云下のしは、いはゆる過去辭にて唯立せ給ふ、御座給ふ、などいふとは、いたく云様の異なる詞なるをや、又古事記傳に、夜須美斯志は、安けく見給ふなり、天武天皇紀、などに、安殿とあるも、夜須美杼能にて、天皇の安見爲賜殿と云意の名なり、大安殿とあるは、大極殿のことぞ、さて夜須美斯志の志は爲の意にて、萬葉十九に、豐宴見爲今日者云々、また國看之勢志且、などあると同じ云ざまなり、といへるもいかゞ、安殿を考合せたるはよけれども、安けく見ること、打つけに安見と云むも古語めかず、剩て安見斯とはいよく、云べからねばなり、然ればなほかの夜須美枕能の美も、麻美牟米の活用の美なり、又卷十九の見爲今日者は、メスケフノヒハと訓べく、國看之志且は、之は助辭にて、國見爲してなり、これらは昔より心得誤り來しものぞ、抑唯見ることを美之といへることはなきことなり、又見を美斯と云は、知をシロシ、聞をキコシといふ類の格なりといへるも、いみじきひがことなり、知をシリシ、聞をキハシと云と、美を美斯といふところ、同じ格にてはあれ、さてしか云ては、斯の言、皆いはゆる過去辭になれば、いかでさはいはむやは、されば昔見之などやうにこそはいひたれ、そをおきて、たゞに見を美斯と云ることかつてなし、皆賣斯とのみいへり、賣斯は美と切れば、知をシロシ、聞をキコシなどいふ格に全同じ、シロシはシロ、キコシはキハと切まるにて、さることわりをささるべし、猶このことは、古義に委く云るを合見て考べし、しかれば安見斯志といはむに、一の斯は無用言になれは、



かにかくにこの説もひがことならじやは

やすがはの (やすいもねずに)

卷十二に、吾妹兒爾又毛相海之安河安寝毛不宿爾戀渡鴨、此は、安の言を疊云たるなり、さて此歌は、羈旅發思歌の中に出て、近江野洲郡にてよめれば、やがてその野洲河をもて、枕詞とはなせるものなり

やへたたみ (へぐりのやま)

卷十六(長歌)に、伊刀古云々八重疊平郡乃山爾、これは、こ部こもたゝみ條下に委云り

やほたでを (ほつみのあそ)

卷十六に、小兒等草者勿刈八穗蓼乎穗積乃阿會我腋草乎可禮、此は、既くみ部みづたで條に委云り

やまたづの (むかへをゆかむ)(むかへまゐでむ)

卷二に、君之行氣長久成奴山多豆乃迎乎將往待爾者不待、卷六(長歌)に、白雲乃云々山多頭能迎參出六、古事記(允恭天皇條衣通王歌)に、岐美賀由岐氣那賀久那理奴夜麻多豆能牟加閑袁由加牟麻豆爾波麻多士、本居氏云、山多豆は斬のことにて、大かた刃物の中に、刃を此方さまに向けて用ふは、此物のみなれば、迎の枕詞となれるなりと云り、猶古事記傳三十九卷に委論へり、言長ければこゝには略きつ、披見て考べし

やまぎりの (いふせきあがむね)

卷十に、九月四具禮乃雨乃山霧煙寸吾告胸誰乎見者將息、此は、山霧の鬱悒とつゞきたるにて、

朝霧の鬱とつゞくと同例なり

やまぶきの (にほへるいも)(やむときもなく)

卷十一に、山振之爾保徹流妹之翼酢色乃赤裳之爲形夢所見管、此は、山吹之艶有とかゝれる枕詞なり、むらさきのにほへる妹、つゞじはなにほへる君などよめる類なり、山振のことは品物解に云り、○卷十に、如是有者何如殖兼山振乃止時喪哭戀良苦念者、此は、山菅の不止とつゞくと同例にて、言を疊ね云たる物なり、但し此歌は山振をよめる歌なれど、山振をやがて止の枕詞に用ひたるやうは、同じことなり

やましたの (あけのそほぶね)

卷三に、客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船輿傍所見、此は、あ部あきやまの條下に委云り

やまがはの (たぎつこゝろ)

卷十一に、言出云忌々山川之當都心塞耐在、此は、山川は巖などに觸て、水のこと激つゆゑに、かくはつゞけたり

やまのゐの (あさきこゝろ)

卷十六に、安積香山影副所見山井之淺心乎吾念莫國、古今集卷十五に、山井の淺き心も思はぬに陰ばかりのみ人の見ゆらむ、山井は自然なる泉にて、人の深く穿まうけたるとは異にて、水淺きものなれば、かくつゞけたり

やますけの (みならぬことを)(みだれこひのみ)(おもひみだれて)(やます)(そがひにねしく)

卷四に、山菅乃實不成事乎吾爾所依言禮師君者與孰可宿良牟、こは、山菅之實とかゝれるなり、

不<sub>レ</sub>成と云までにはかゝらず、菅實をよめる歌、集中にをり、見えたり、○卷十一に、山菅亂戀<sub>レ</sub>耳令爲<sub>レ</sub>乍不相妹鴨年經年、卷十二に、玉葛無怠行核山菅乃思亂而戀<sub>レ</sub>乍將待、これは、山菅の葉は繁くて、とにかく亂れまがひたるものなれば、山菅の亂れと云つゞけたるなり、○卷十二に、山菅之不止而公乎念可母吾心神之頃者名寸、同卷に、山河水陰生山草不止妹所念鴨、(草は菅の誤、)同卷に、妹待跡三笠乃山乃山菅之不止八將戀命不死者、これらは、同言を疊ね云たる枕詞なり、○卷十四に、可奈思伊毛乎伊都知由可米等夜麻須氣乃會我比爾宿思久伊麻之久夜思母、此は、山菅の葉は、かなたこなたに亂れなびきて、正しく相對はざる故に、背向と屬くるなり、(冠辭考に、須氣と會我比と通ふ故に、つゞけたりと云れど、いかゞ、)〔頭註、つゞけたる意は、片方は東になびき、今片方は、西になびくときは、うらむることありてそむくに似たれば、つゞけたり。〕

やまのまゆ (いづものこら)

卷三に、山際從出雲兒等者霧有哉吉野山嶺霏霽、此は、雲は山の際より立出るものなれば、出

雲娘子をいはむとて、山際從とはおけり、と契沖云り

やみやなす (おもひまどはひ)

卷九(長歌)に、父母賀云々闇夜成思迷旬旬、此は、闇夜は、路たどくしく、踐迷ふものなれば、

つゞけたり

やみのよ (ゆくさきしらす)

卷廿に、夜未乃欲能由久左伎之良受由久和禮乎伊都伎麻左卒等登比之古良波母、此は、闇夜の道

は、行さきのしられねば、かくつゞけて、さて行さき知すといへる意は、行方の極のしられぬよしなり

○ゆ部

ゆきじもの (ゆきかよひつ)

卷三(長歌)に、八隅知之云々久方天傳來、白雪仕物往來乍、これは、同じ言をかさね云たる枕

詞なり仕物は軽くそへたる詞にて、ことに意なし、上に委云り

ゆくとりの (あらそふはしに) (むれてさもらひ)

卷二(長歌)に、挂文云々去鳥乃相競端爾、此は、群て飛ゆく鳥は、われおくれじとあらそひつゝ

ゆく物なれば、かくつゞけたり、○卷十三(長歌)に、磯城島之云々行鳥之羣而待、(待は侍の誤)こ

れは飛ゆく鳥は、群りて行もの、多ければ、つゞけたり

ゆくふねの (すぎてくべしや)

卷十に、吾戀孀者知遠往船乃過而應來哉事毛告火(火は哭の誤、) 此は、漕行船の往過る意にい

ひかけ、さて時刻過ることにいひうけたり

ゆくかほの (すぎにしひと)

卷七に、往川之過去人之手不折者裏觸立三和之檜原者、此は、川水の流過去意に、過去といひか

けたるなり

ゆくみづの (すぎにしいも) (おともさやけく) (たゆることなく) (とどめかねつと)

卷九に、鹽氣立荒儀丹者雖在往水之過去妹之方見等會來、此は、往川之過去人とつゞくると、意

味全同じ、○卷十七(長歌)に、阿佐比左之云々由久美豆乃於等母佐夜氣久、與呂豆余爾伊比都藝由可牟加波之多要受波、これは、行水の音清けくといふ意につゞけて、さて音も清けくといへる意は、人言の音なひの明かにいひ繼べしとなり、○同卷に、可多加比能可波能瀬伎欲久由久美豆能多由流許登奈久安里我欲比見牟、古今集卷十九(長歌)に、ゆく水の絶る時なく、六帖卷一に、足引の山なし岡に行水の絶ず君をこひ渡るべき、これは、かくれたる意なし、○卷十九(長歌)に、天地之云々逝水之留不得常、これもかくれたる意なし

往影乃 (つきもへゆけば)  
卷十三(長歌)に、蜻鳥云々往影乃月文經往者、往影とは、天を傳ひ行影の月といふ意ともいふべけれど、いかゞなり、(もし其意ならむには、行月乃影といふべき理にこそあれ)本居氏云、こゝは、必アラタマノと有べき所なり、往影は誤字なるべし、其字は考べし、といへり

ゆたねまき (ゆゝしくきみに)  
卷十五に、安乎楊疑能延太伎里於呂之湯種時忌々伎美爾故非和多流香母、湯種は、齋種なり、さて齋忌しく君と、いひつゞけたり

ゆふはなの (さかゆるとき)  
卷二(長歌)に、挂文云々木綿花乃 榮時爾、木綿花は、卷六に、白木綿花、また泊瀬女造木綿花、卷十三に、白木綿花爾云々、など見えて、木綿もて製れる花の事にて、古人のもはら愛翫つる物とおぼえたり、さて佐迦由流とは、繁榮の義のみならず、物のめでたく、うるはしく、はえばえしきをいふ詞にて、酒見附榮流とも、咲榮流とも云るにて、其意をさとるべし、さてこゝは木

綿花のうるはしく、はえふしきを、やがて皇子尊の御世の榮にかけていへるなり、(冠辭考に、木綿もて造れる花を、實に、咲榮ゆる花のごとくにいひなして、皇子尊の御齡の盛なりしをいふ、と云るは、いさゝか違へり、そは榮ゆるを、繁榮の事にのみあてたる故にわろし)

ゆふたたみ (たむけのやま)(たなかみやま)

卷六に、木綿疊手向乃山乎今日越而何野邊兩廬將爲子等、卷十二に、外耳君乎相見而木綿牒手向乃山乎明日香越將去、木綿は神に供へ、常にたくはへおくにも、打疊みてある、其をやがて木綿帖とぞ云つらむ、(座にする疊のこと、見えては聞えかたし、)さてその木綿帖を、それながらに神に取祭まつる意にて、手向乃山につゞけたり、卷三に、木綿疊手取持而如此谷母吾波乞嘗、とあるにて、其意をしるべし、○卷十二に、木綿疊田上山之狭名葛在去之毛不今有十方、同卷に、木綿疊白月山之佐奈葛後毛、必將相等會念、(これも木綿疊田上山とありしを、寫誤れるものなり、と冠辭考に云り、こは眞にさもあるべし、さらば上なると全同じ)此は木綿帖疊ると云意にいひかけたるなり、(これを冠辭考に、手に取持て手向る意にて、手の上とつゞけしなるべし、といへるは、いみじきひがことなり、たゞ手の上と云たるばかりにて、いかでか手に取持意とは通ゆべき)ゆふひなす (うらぐはしも)

卷十三(長歌)に、八隅知之云々朝日奈須目細毛、暮日奈須浦細毛、此は、夕日の影にむかふ如く、心によきといふなり、目細は、見ることによき意、浦細は、心細にて、心によき意なり

ゆふづつの (かゆきかくゆき)(ゆふへになれば)  
卷二(長歌)に、飛鳥云々夕星之彼往此去、夕星は、和名抄に、兼名苑云、太白星、一名長庚、暮

見西方爲長庚、此間云由不豆々、と見えたり、さてその太白星は、或は東に見え西に見えする故に、彼往此去とつゞけたり、(毛詩に、東有啓明、西有長庚)とありて、一の太白星の、晨に東方に見ゆるを啓明といひ、昏に西方に見ゆるを長庚といふ、といひ、或は啓明は金星、長庚は水星にて、二の星の名なり、とも云り、今の歌は、一星とする説によりていふ歟、○卷五(長歌)に、世人之云々夕星乃由布弊爾奈禮婆、これは、長庚は、夕に見るゝものなれば、つゞけたり、六帖に、日くるれば山の端に出る夕づゝの星とは見れどあかね君哉、よひごとに立も出なむ夕星の月なき空の光とおもはむ、など見えたり

○よ部

よしきがは (よしもあらぬか)

卷十二に、吾妹兒爾衣借香之宜寸河因毛有額妹之目乎將見、此は、よしといはむとて、先宜寸河を枕詞に打出たるなり

○わ部

わかくさの (つま)にひたまくら(おもひつきにしきみがめに) (みのわかかへに)

(あゆひたづくり)

卷二(長歌)に、鯨魚取云々若草乃 嬌之、同卷(長歌)に、秋山云々若草其嬌子者、卷十(長歌)に、乾坤之云々稚草乃妻手枕述、(手は乎の誤にて、ツマヲマカムトなるべし、おのが考なり、)卷十一に、天在一棚橋何將行穉草妻所云足莊嚴、卷十三(長歌)に、鳥音之云々若菊之妻香有異六、古事記(八千矛神御歌)に、奴婆多麻能云々和加久佐能都麻能美許登、古今集卷一に、春日野は

けふはなやきそ若草の妻もこもれりわれもこもれり、此は、春野の弱草の如く、愛らしくうつくしきつまと云意に、つゞけたるなり、仁賢天皇紀に、弱草吾夫恻恰矣、(古者以弱草喻夫婦、故以弱草爲夫)とあり、○卷十一に、若草乃新手枕乎卷始而夜哉將聞二十八不在國、若草は新芽の弱やかなる草なれば、若草は新草といふに同じ、(卷十四に、於毛思路伎野乎婆奈夜吉會布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾)されば若草の新しきといふ意につゞけたるなり、○卷十三(長歌)に、式島之云々藤浪乃思纏、若草乃思就西、君目二、これは、上に、藤浪乃思纏とあるに對ふれば、藤には纏とかゝり、草には就とかゝれりとおぼゆ、しかれば、草の地上に生著よしにて、若草の就とつゞくなるべし、又按に、若草乃は、句を隔て、君と云にかゝるか、さらば若草の如く、うるはしき君と云なるべし、(冠辭考に、若草の如く、うつくしと思ひつきにしてふ意につゞけたり、といへるはあらず、)○卷十六に、所舛乎認河邊之和草身若可倍爾佐宿之兒等波母、和草はワカクサにて、若草の若とつゞきたり、本居氏云、和の下に加字脱たるか、いかにまれワカクサなるべし、といへり、又云、古事記雄略天皇御歌に、比氣多能和加久流須婆良和加久閑爾草泥且麻斯母能於伊爾祢流加母、とある、和加久閑爾は、此歌の若可倍と同じ言と聞ゆ、閑は、伊爾斯閑、牟可斯閑などの閑なるべし、されば若かりし間にといふ意と聞ゆ、と云り、○卷十七(長歌)に、安遠爾與之云々和可久佐能安由比多豆久利、此は、若草の安由流といふ意につゞけたるか、安由流とは、卷十に、秋就者水草花乃阿要奴蟹、と見えて、物のなり、とよのふ意をいふことときこゆ、されば、若草の草の成立意につゞけたるならむ、(或説に、和名抄に行纏唐式云、諸府衛士人別行纏一具、本朝式云、脛巾、俗云波々支、新抄本草云、菡和名以知比、今俗編菡爲行纏)故

附出、とあり、此類にて、草もてはゞきを作れば、若草のあゆひとはいふなり、といへれど、いかが、若芽の草は、足纏の類に製りがたかるべきをや、

わかこもを (かりぢのをぬ)

卷三(長歌)に、八隅知之云々弱薦乎獵路乃小野爾、此は、弱菰を刈と云かけたるなり

わかひさき (わがひさならば)

卷十二に、度會大河邊若歷木吾久在者妹戀鴨、此は、ワカヒサとワガヒサ、と言を疊云たるなり、(本居氏云、本に歷木をクヌキと訓たれど、さては若と吾と詞の疊なるのみにて、久に縁なし、

此歌は久と云こと主たれば、歷木は必比佐岐なること著し、と云り、)

わかきこの (はひたもとほり)

卷三に、若子乃匍匐多毛登保里朝夕咒耳曾吾泣君無二四天、このつゞけの意、かくれたる所なし

わがたたみ (みへのかはら)

卷九に、吾疊三重乃河原之儀裏爾如是鴨跡鳴河蝦可聞、本居氏云、凡て古は、疊は後世の如く、屋内になべて敷滿ることは無く、なべては板敷にして、疊は殊に敷設けたるなり、故吾疊なども云り、さて疊は弊てふ言に係りて、幾重も重ねる物なる故に、然つゞけたるなり、物を重ねるを多々牟と云ば、疊と云名も重ねるよしなり、三重とつゞくるは、三にはかゝはらず、たと重にかゝれり、然るを三重は、表中裏をいふなど云は、後世意なり

わがいのちを (ながとのしまの)

卷十五に、和我伊能知乎奈我刀能之麻能小松原伊久與乎倍且加可武佐備和多流、これは、吾命を、長くあれかしといはふ意にて、長門島にいひかけたるなり、卷十二に、我命之長欲家口偽乎好爲人乎執許乎、と見えたり

わがせこそ (なこそせのやま) (いでこそせやま) (あがまつばらよ)

卷十に、吾瀬子乎莫越山能喚子鳥君喚變瀬夜之不深刀爾、此は、大和の巨勢山を、勿越そといふ意にいひかけたり、乞こそ山と云るとは反對にて、わが方より歸る夫を、其山こそさしめず、此方へ呼返せと云なり、○卷七に、吾勢子乎乞許世山登人者雖云君毛不來益山之名爾有之、此は、吾兄子よ、乞來せといふ意につゞけたり、○卷十七に、和我勢兒乎安我松原欲見度婆安麻乎等女登母多麻藻可流美由、此は、吾待といふ意につゞけたるなり

わぎもこを (いざみのやま) (はやみはまかせ) (きゝつがぬへ)

卷一に、吾妹子乎去來見乃山乎高三香裳日本能不見國遠見可聞、此は、吾妹子を去來見むといふ意にかゝれるなり、(本居氏は、妹をいざなふ由の枕詞なり、いざ見むと云つゞけにはあらず、と云り、卷七に、波瀾纏今爲妹乎浦若三去去率去河之、ともあれば、さるべきことなるを、そはいざといふ山名にいひかけし物とせば、まことにさも有べきを、佐美の山に云かけしとするときは、なほいざ見むの意ならでは叶はず、)さて去來見乃山は、荒木田氏云、伊勢國二見の浦なる大い夫の松と云る大樹の生たる山なるべし、さるは倭姫世記に、佐見津彦佐見津姫參相而、御鹽濱御鹽山奉支、と云るは、この二見が浦なるを、今猶彼山の麓に流るゝ小川を、佐見河といへば、これぞ佐見の山なるを、伊の發語をそへ、吾妹子乎といふまくら辭をおきて、去來見の山とはつゞけしならむ、

この二見の浦より阿胡にいたりまさむには、此山の東より南に折て、鳥羽に御船はつべきなれば、二見が浦をいであす程は、大和國より越ませし山々も、西のかたに遙に見放らるゝに、この山をしも傍廻りまして、東南に入ては、大和の方の見えずなりぬるをかなしみて、かくはよみ賜へるなるべし、と云り、〔頭註、谷川氏云、いさみの山は伊勢飯高郡にあり、夫木集のいさめの山も同じ、又云士佛參へ侍ると書るは、今の御鹽殿と別なり〕○卷一に、吾妹子乎早見濱風倭有吾松椿不吹有勿勤、こは、妹を早見むといふ意に、いひかけたり、早見濱は、攝津國の地名なるべし、(豊後國にも速見郡と云あり、)本居氏は、見濱は、御濱にて、たゞ濱の事なるべし、御津、御浦などいへば、御濱ともいふべきなり、それを妹を早見むといひかけたるなり、といへり、なほかむがふべし、○卷十一に吾妹兒乎聞都賀野邊能摩合歡木吾者隱不得問無念者、此は、吾妹兒がうへの事を聞繼といふ意に、菟餓野てふ地にいひかけたなり

わぎもこに (あふちのはな)(あふさかやま)(あふみ)(ころもかすが)

卷十に、吾妹子爾相市乃花波落不過今咲有如有與奴香聞、此は、吾妹子に逢といひかけたり、○同卷に、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸穗庭不出戀渡鴨、卷十五に、和伎毛故爾安布左可山乎故要臣伎臣奈伎都々乎禮村安布余思毛奈之、これも逢とかゝれること、上の如し、をとめらに相坂山ともよめり、○卷十二に、吾妹兒爾又毛相海之安河安寝毛不宿爾戀渡鴨、卷十三(長歌)に、綠青吉云々我妹子爾相海之海之、これもつゞけの意、上の如し、○卷十二に、吾妹兒爾衣借香之宜寸河因毛有額妹之目乎將見、これは、妹に衣を借と云かけたるなり、續日本紀卷十九、興福寺僧長歌に、旅人に宿かすがなる、とよめり

わしのすむ (つくはのやま)

卷九(長歌)に、鷺住筑波乃山之、此は、かくれたる意なし

わすれがひ (わすれ)

卷一に、大伴乃美津能濱爾有忘貝家爾有妹乎忘而念哉、卷十一に、木國之飽等濱之忘貝我者不忘年者雖歷、卷十二に、海處女潛取云忘貝代二毛不忘妹之光儀者、これは、忘といふ言を打かさね云たるなり

わたのそこ (おきつしらなみ)(おきこぐふね)(おきつふかえ)

卷一に、海底奥津白浪立田山何時鹿越奈武妹之當見武、卷七に、綿之底奥已具舟乎於邊將因風毛吹額波不立而、〔頭註、卷十二に、海底奥者恐磯回〕宮地春樹翁云、先奥と云は、深き事をも遠きことをも云て、こゝの海底と云も、下を興すかたにては、深きをもて云、奥とつけたるうへにては、遠きかたに用ひたるなり、と云るが如し、卷七に、海底奥玉藻之名乘會花妹與吾此何有跡莫語之花、とあるは、うけたる方も深き事に云るなり、○卷五(長歌)に、可既麻久波云々和多能會許意根都布可延乃、この意根も、深き方にいふ奥にて、底の意なり、さて海の底奥津深しといふ謂に、深江といふ地にいひ下したるなり、をとめらが袖振山、などの例なり

○る部

るまちつき (あかしのとゆは)

卷三(長歌)に、海若者云々座待月開乃門從者、こは、月明といふ意につゞけたり、契沖云、十八

夜をぬまち月といふ、十七夜は立ち月、十九夜はぬまち月なり、これはあかしといはむためなり、もし此歌よめるが、十八日などにもやありけむ、さらずば、文字をたさむとていふなり、るまちに用あるにあらず、と云るが如し

○を部

をしどりの (をしきあがみは)

卷、二十に、伊蘇能宇良爾都禰欲比伎須牟乎之杼里能乎之伎安我未波伎美我末仁麻爾、此は、乎之

と云言を、打疊ぬいひたるなり

をとめらに (あふさかやま)

卷、十三(長歌)に、緑青吉云々未通女等爾相坂山丹、此は、幼女に逢とつゞけたるなり、わぎも子

に相坂とつゞくると、同じことなり

をとめらが又をとめらを (そてふるやま)

卷、四に、未通女等之袖振山之水垣乃久時從憶寸吾者、卷、十一に、處女等之袖振山水垣久時由

念來吾等者、此は、少女等が人を招くとて、袖を振といふ意にいひ下して、石上の布留山につ

づけたり、登能雲入雨零川、吾妹兒爾衣借香、などやうに多くよめると、同例の枕詞なり、さて、

處女等乎とあるは、乎は之に通ふ乎にて、例多し、既く委しく云り、(しかるを冠辭考に、をとめら

をとあるは、をとめらを、男のまねく意なり、と云るは、いみじき、非なり、)

をみなへし (さき)

卷、四に、娘子部四咲澤二生流花勝見都毛不知戀裳摺可聞、卷、七に、姫押生澤邊之眞田葛原何時

萬葉集枕詞解終

鴨絡而我衣將服、卷、十に、姫部思咲野爾生白管自不知事以所言之吾背、同卷に、事更爾衣者不摺  
佳人部爲咲野之芽子爾丹穗日而將居、新撰萬葉に、女倍芝拆野之郷緒秋來者花之影緒會假慮砥者世  
留、此は、女郎花の咲といふ意に、佐紀にいひかけたるなり、佐紀は、大和國添下郡にある郷名  
にて、其所の澤を佐紀澤といひ、野を佐紀野と云るなり、かきつばた開澤などよめると、全同例なり

集中に、玉蜻、珠蜻など書たるを、むかしよりカギロヒとひとつと心得て、(舊印本などにもカゲ  
 ロフとよめり、)世のふること學する人ども、さらに疑ふことなく、おのれもそれに委て、さらに  
 考へ出べきものとも思ひをらざりしを、近き頃、玉蜻のカギロヒにあらざる 確 據を得たり、  
 さてしか定おきて、熟思見るに、今までわれひとの、こゝに心のつかざりしことを、かつはいぶ  
 かしみ、はたおのが今かく思得たることを、われながらも、かつはあやしみ思ふことになむありけ  
 る、さて其謂をことわるに、まづ玉蜻、珠蜻のカギロヒにあらざる 證を、一に辨へ論ひて、  
 さて後にそれを訓べきやうを、さだめいはむとす、まづ其歌どもは、集中卷二(長歌)に、天飛也云々  
 玉蜻磐垣淵之云々、同卷(長歌)に、打蟬等云々珠蜻髣髴谷裳云々、卷八に、玉蜻髣髴所見而別去  
 者毛等奈也戀牟相時麻而波、卷十に、玉蜻夕去來者佐豆人之弓月我高荷霞霏霏、同卷に、皮爲酢寸  
 穗庭開不出戀乎生爲、玉蜻直一目耳視之人故爾、卷十一に、玉蜻石垣淵之隱庭伏以死、汝名羽不謂、  
 卷十二に、朝影爾吾身者成奴玉蜻髣髴所見而往之兒故爾、と見えたり、さて正しくカギロヒをよめ  
 るは、集中卷一に、東野 炎 立所見而反見爲者月西渡、卷二(長歌)に、打蟬等云々蜻火之燎流  
 荒野爾云々、同(或本長歌)に、云々香切火之燎流荒野爾云々、卷六(長歌)に、八隅知之云々 炎乃  
 春爾之成者云々、卷九(長歌)に、父母賀云々蜻蜒火之心所燎管云々、卷十に、今更雪零目八方  
 蜻火之燎留春部常成西物乎、など見えたり、これらは、さらに疑ひなきカギロヒなり、さてその玉

一蜻、珠蜻のカギロヒにあらざる謂と云は、まづ右に擧たる如く、玉蜻、珠蜻、玉蜻蜒などや  
 うにのみ書て、玉蜻之、珠蜻乃とやうに、之、乃等の字を添て書るは一もなく、其次に擧たる方は、  
 皆蜻火之、炎乃とやうに、必之、乃等の字を添て書たり、これカギロヒにあらざる 證の一なり、(但  
 之等の字は、略きて書る例も、集中に多くあることなれば、なほ疑ふ人もあるべけども、かくきは  
 やかに、玉蜻の方には、之等の字を添て書るは、一もなくして、炎の方に、之等の字をそへて書ざ  
 るは、一もなきは、もとよりその差別あることさらに決し、)さて蜻蜒は蟲の名なるに、蜻蜒をや  
 がてカギロヒと呼しことにはあらず、カギロヒなり、(なほ次に委云べし)其謂は、右の如く、蜻火、  
 蜻蜒火とのみ、火字を添て書ざるは一もなく、玉蜻の方には、火を添て、玉蜻火と書る、一もなき、  
 これ玉蜻のカギロヒにあらざる 證の二なり、(もし蜻蜒やがてカギロヒならむには、火字を添たる  
 は、無用の長物とやいふべからむ、)又玉蜻をカギロヒとせむに、甚も疑しきは、玉蜻、珠蜻の文  
 字なり、但し彼蜻蜒と云蟲の眼は、透徹ること、珠玉の如くなる故に、玉蜻と書こと、心得、また  
 からぶみ博物志と云ものに、五月五日、埋蜻蜒頭於西向戸下、埋三日不食、則化爲青眞珠、と  
 いふこともあれば、さる謂によりて書るならむ、と思ふめれど、よく考るに、さまで巧に思ひめぐ  
 らして、文字を造り成ること、彼頃の人の、思すさみにあらず、たまくは、丸雪、青頭、雞な  
 どやうに、書ることもあれど、其等はたゞさし近く、思ひ設て書るものにて、いたくことのおさま異  
 れり、これ又玉蜻のカギロヒにあらざる 證の三なり、さてかく思ひめぐらして後、右に指たる歌ど  
 もを、ことごとく相照し見て、照考るに、玉蜻の方は、磐垣淵、また髮髯、また夕、また直一目と  
 のみ續さ、炎、之の方なるは、燎流、また春とのみ續きて、玉蜻と、炎とは、混雜もななく、鮮明に



別れたり、これ玉蜻のカギロヒにあらざる證の四なり、かくまできはやかに、玉蜻のカギロヒならぬことを、正しく思ひ得てより、玉蜻をよむべきやうを、熟思ひめぐらすに、此をばタマカギルと訓べきことなり、いかにとなれば、右にいふ如く、蜻火、蜻蜒火など書る、其火字を省きつる時は、蜻蜒はカギロなり、其は今世にトンバフと云蟲にて、(袖中抄にも、とばふといへり)古名は、阿岐豆なるを、その一名を加藝呂と稱しとおぼえたり、(和名抄に、蜻蛉和名加介呂布、と見えたるは、や、後の稱ならむ)故蜻蜒に玉字をそへて、タマカギルといふ言の借字とせり、加藝呂を加藝留に借たるは、轉用る古の借字の一の例にて、香切火と書ると、同例なり、(切をキロに借たり)このことは、はやく古義にくはしく論へり、さてタマカギルとよむべきことの、さらに動くまじきよしを云むに、卷一(長歌)に、八隅之知云々玉限夕去來者云々、(これを舊印本に、タマキハルとよめるは、さらに論にも足らぬことなり)とあるは、上に引たる卷十に、玉蜻夕去來者云々、と全同く續き、また卷十一に、眞祖鏡雖見言哉玉限石垣淵乃隱而在、とあるは、上に引たる卷二の玉蜻磐垣淵之云々、卷十一の玉蜻石垣淵之云々、と全同く續きたるにて、さらにくうたがひ思ふべきことにあらず、(然るを岡部氏が、これらの玉限をも、玉蜻と書改て、カギロヒとよみたるより、世のふることまねびの徒も、それに從て、さらに疑ふ色もなく、おのれも、近くまで然のみ心得たりしを、今思へば、中々に、書を護せりしわざにて、いともくゆしくあさましきことにぞありける)又卷十三に、蜻島云々玉限日文累云々、とあるも同語なり、(この歌のことは、後にことわらむ)これ必玉蜻のタマカギルなる證の一なり、又卷十一に、朝影吾身成玉垣入風所見去子故、とあるは上に引たる、卷十二に、朝影爾云々、とあると、一句一言たがふこともなき同歌な

るを、カギルといふ言に、垣入と借て書るなり、但し加藝留は、藝の言濁音、垣は清音なれば、いかにぞや思ふ人もあらむ、その人のためにかつぐいふべし、抑古は、言の清濁こそ、きはやかに差別ありて、正かりけれど、借字には、清濁かたみにまじへ用たる例ありて、集中に、加豆思加といふ地名は、豆の言濁音なるに、勝壯鹿とかき、又庭多豆水を、庭立水とかき、夕方設を、夕方柱とかきたる類あれば、今の垣の字も、此等に准へて、加藝に借たるを知るべく、且入のイの言は、加藝の藝の餘韻に含まれば、自ら垣入はカギルとなる理なり、(然るを、この玉垣入をも、玉蜻乃の字の誤ぞと云は、いはむかたなく謾言なること、右の玉限を、玉蜻の誤とするにひとし)これ玉蜻のタマカギルなる證の二なり、(かくは有ども、集中に、多末加藝留とあるはしく假字書にせしは、一もなければ、後來の人、なほ疑をのこさむことあるべければ、次に確なる一の證を擧ぐ)大日本國靈異記卷上、狐爲妻令生子縁第一に載たる、欽明天皇の御世、三野國大野郡人の歌に、古非波未奈和我戸爾於知奴多萬可岐留波呂可邇美緣豆伊爾師古由惠邇、とあり、これは上に引たる、集中卷十二、朝影爾云々の歌と、下句大方同じきを遙といひ、髮髯といへるのみの少異るにて、唯同じことなり、しかるをかく多萬可岐留と、假字書にせるうへは、まぎれもなきことなり、これ玉蜻のタマカギルなる證の三なり、かく考へ出て見れば、いさゝかも疑ふべきすぢなく、さらにさらに、動くべきことわりなきわざにぞありける、さてかくおもひ定て後に、語意を思ひ設けむとするに、そは考へ得むこと、いともかたきことなり、そもく語の意を釋ことは、かたきわざなるを、まして枕詞の類は、あるが中にも、いたくかたきわざになむありける、さるはあし引の、久かたのなどの類の、往昔より朝夕人の耳なれたる枕詞すらも、其語のしかいふ意は、たしかに知たる

人なければ、まして其餘の、すこし耳遠き枕詞の意は、思得てむことのかたきもうべならずや、さるからは、このタマカギルと云語も、いかなる所由にて、しかいへるぞといふことは、知がたくとも、玉蜻をタマカギルとよむことは、さらに疑ふまでもなきことなり、さはいへど、考へ得難しとて、たゞにもだりて打捨おかむことも、しかすがにくちをしければ、こゝろみに、おのがおもひよれるよしを、いさゝかこゝに記しておくべし、多萬といふ言の義は次にいふべし、可岐留は炫といふなるべし、凡て加我、加藝、加具、加宜などいふは、皆同言にて、(加我欲布、加藝呂火、又火之迦具土神、枕詞に玉蘿影とつゞくも、玉蘿の炫くよしなり、後の歌にも、夕日影かげろふなどよめり、)可藝呂火といふも、炫る火といふにて、陽炎のきら／＼と炫くよしなり、さて磐垣淵とつゞくは、(卷六に、河瀬激乎見者玉藻鳴散亂而在此河常鳴、とよめるごとく、磐垣かこみたる淵に、激落る水玉を、眞の玉の如くとりなして、玉散亂て炫く磐垣淵とつゞきたるかとも思へど、淵はしづかなるをむねとするものなれば、激る義にとらむこと相應ざるか、)おほよそ深き淵は、青く透徹るやうなれば、玉炫といへりとすべきか、さて多萬といふ稱を、その本に立かへりていふときは、元來珠玉より出たる名には非ず、美麗く清明なるを、贊いふ稱にして、古事記に、玉津寶とあるも、清明にして美麗しき寶をいへり、其餘古語に多萬某といへる、みなその趣なり、さて珠玉も、多末とたゞいふものゝ中の一ながら、珠玉はきはめて清明なる故に、自然珠玉の名の如くなるものなり、されば透徹りて、清明に炫く淵といふ意に、つゞきたるにてあらむか、又夕とつゞきたるは、夕陽の清明に炫く夕と云意につゞきたるか、又日とつゞきたるは、清明に光り炫く日と云ならむか、さて髣髴とつゞくは、即玉は珠玉の義にて、明珠の光は、ほのかにはる／＼と炫く

玉 蜻 考 終

よしにて、髣髴とつゞきたるか、靈異記の歌に波呂可とつゞけたるも、同義なり、又直一目とつゞくも、明珠の光は直一目見ても灼るきよしのつゞきか、これらのことは、なほよく更に考へ尋てむ、抑この玉可岐留の事、おのれさきに、南京遺響に、靈異記の歌につきて、いさゝかおもひよれるよしを、かつがつかはひたれど、なほ今の如く、さだかに得思定めずして、なほふるき説に拘泥て、本編にも物しおきたりつれば、今かくさらに論辨へつるになむ

文政六年癸未二月九日春雨中稍得務間記之

藤原雅澄

昭和七年六月二十四日印刷  
昭和七年六月二十八日發行

萬葉集古義(八)

發行者 北村宇之松  
東京市神田區表神保町貳番地

原 本  
宮 內  
御 藏

印刷者 塚田十五郎  
東京市神田區今川小路一ノ四

印刷所 塚田印刷所  
東京市神田區今川小路一ノ四

發行所

東京市神田區表神保町貳番地  
振替東京四〇三五番  
電話神田三六七六番

精文館

總行

上海南京路

分行

支行



上海南京路

分行

支行



